

年少労働調査資料第四二集

年少者の不当雇用
— 調査報告 (中国四国篇) —

労働省婦人少年局

年少者の不当雇用

— 調査報告(中国四国篇) —

女性労働協会
三寄贈

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

はしがき

年少者の不当雇用に関する実態調査は、昭和二十八年度の、東北地区の調査を嚆矢として、二十九年度は、九州地区、三十年度においては、関東甲信越地区、今回は中国四国地区を対象としてこれを実施した。

この調査は、いわゆる人身売買を中心とする不当雇用のおそれある年少者について調査を進めたことは、前回とかわりはないが、対象を在籍学童に求め、義務教育との関連から、広範囲な保護を図ったことに意義がある。さらに結果においては、これまでの調査に多かつた典型的な不当雇用は殆んど影をひそめ、慣行的な形態のものも少く、この間における、経済、社会の向上と安定が反映しているともみられるが、それは又、今回の調査における、この地方の特色といわねばならない。しかし一面、なんらかの不当な要素を帯びる年少者の雇用が相当数みられ、一層の保護活動の要が痛感されることから、調査の過程を通じて行つた啓発、指導の成果はその労苦に比し必ずしも十分とは言ひ難いものがある。

ともあれ、対象児童のうち、疑人かの児童が保護され、適正な措置が講ぜられたことは大きな収穫であり、調査結果を取りまとめた本書が今後の防止活動に役立ち、諸施策の上に十分活用されるならば、望外の喜びである。

最後に、この調査を担当された婦人少年室職員、婦人少年室協助員を始め、多大な御協力を賜つた関係機関の方々に、深甚の謝意を表する次第である。

目次

I 調査結果	一
一、学校調査	三
二、親元調査	四
三、雇用先調査	六
1 不当雇用年少者の就業先	九
2 親元の状況	一一
(1) 両親の有無	一一
(2) 保護者	一一
(3) 親元の職業	一二
(4) 親元の家族	一二
(5) 親元の生計状態	一三
3 雇用経過	一九
(1) 就業の動機と形態	一九
(2) 就業先の移動状況	二三

(3) 就業あつ旋者.....三

(4) 前借金.....三

4 就業先における労働態様及び労働条件.....三

(1) 業務内容及び就業期間.....六

(2) 賃金.....六

(3) 労働時間、休憩、休日.....六

(4) 宿舍の状況.....六

(5) 児童の感想.....六

5 調査結果に現われた問題点.....七

II 事例と措置.....七

一、類型別事例.....七

1 不当雇用（いわゆる人身売買）に該当するもの.....九

2 不当雇用の場におかれていと推定されるもの.....九

3 学校教育法、児童福祉法、労働基準法等の関係法規に違反して、不当に雇用されているもの.....十

4 その他のもの.....十

二、措置.....十

1 不当雇用に該当するものに対する措置.....十

2	不当雇用の疑いあるものに対する措置	六
3	関係法規に違反して不当に雇用されているものに対する措置	六
	附 録	六

一、	調査担当者の体験記	七
二、	参考資料	六
三、	年少者不当雇用実態調査要領	六

一
調
查
結
果

本調査は、「年少者の不当雇用実態調査要領」（附録参照）に基づいて実施されたものであるが、前回の関東甲信越地区の要領と異なる主な点は、調査対象を当該地区の公立中学校の長期欠席児童に限定したことである。即ち従来の調査の結果によつても、不当雇用が中学校の長欠生徒に最も多くみられる等の理由からでもあるが、又把握が比較的容易である上に、義務教育との関連において、この段階においてこそ、不当雇用の未然防止に大きな成果を期し得ると共に、これらの就業についてもそれぞれ適切な措置が必要だからである。従つて長期欠席の基準日数も前回は、引き続き三〇日以上としたが、今回は連続、又は、断続五〇日以上欠席生徒で就業している児童は凡てこれを調査の対象とした。又、調査の過程において前回は予備調査として、学校調査のほかに、市町村調査の段階を設けたが、今回は在学児童に対象を限つたので、その必要性が半ば失われ、とりやめることにした。

一、学校調査

学校調査は、不当雇用児童の、対象把握についての予備調査である。義務教育年限にある、児童の福祉を考えるとき、先ず第一に、児童を完全就学の状態におくことである。義務教育も縁に受けることができないう児童、又は不就学のまま、就業しなければならぬ児童について、完全就学の措置を除いては、福祉ということは考へられないのである。従つて、連続、又は断続して、五〇日以上欠席している者を取上げ、そして、これらの欠席児童のうちで、親元を離れているものを対象とした。親元を離れているということは、病氣、転地療養等の場合を除いては、雇用関係にあるものが多く、有料あつ旋、中間搾取、身体拘束等、悪質な要素が随伴していることが予想されるからで

第1表 県別調査対象公立中学校数

県別	学校数			合計
	本校	分校		
鳥取	96	1		97
島根	196	13		209
岡山	245	16		261
広島	277	52		329
山口	230	20		250
徳島	147	46		193
香川	142	8		150
愛媛	297	14		311
高知	234	0		234
合計	1,864	170		2,034

第2表の(1) 県別調査対象年少者数
(学校調査)

県別	年少者数
鳥取	28
島根	28
岡山	32
広島	61
山口	38
徳島	51
香川	66
愛媛	55
高知	38
合計	397

二、親元調査

あり、その動機においても、家庭、家計の状態、親の愛情、本人の性情等、種々検討、啓発を要する複雑な問題がひそんでいゝものと考えられるからである。

学校調査は、調査地区における、夫々の公立中学校の教職員が担当したが、調査実施県別学校数は、第一表の示めすとおりである。この結果、調査対象者として挙げられたものは、第二表(1)の如く、総数三九七名である。この数は、前記の、五〇日以上の長欠児童で、且つ、親元を離れているものの、選定基準に該当するものが、理由の如何を問わず、全部挙げられたものとみられるが、次の親元調査では、病氣、転地療養等で問題の起らないものは外すされることになる。

学校調査は、単に対象を把握するという、予備的調査に過ぎないが、この段階では、調査員が、対象児童の親（保護者）に、個々に面接し、具体的に事情を聴取する方法で行なわれたが、農村地帯に親元の住居地が多く、家人が不在のた

め同じ家に、兩三度訪問し、漸く面接出来たというケースが少くない。

このようにして実施した親元調査は、第二表(2)のとおり、総数三八〇件で、児童の性別では、男一六六名、女二一四名である。

学校調査で得られた、対象児童三九七名のうち、病氣、養生等、明らかに問題がないと認められるもの以外について、調査を遂行した結果、殆んど完全実施に近い、右の数を見た訳である。この調査によつて、児童の行先及び

第2表の(2) 県別、性別調査対象年少者数
(親元調査)

性別		男	女	計
鳥取	取根	12	16	28
島根	山	15	13	28
岡山	島	18	14	32
広島	山	27	34	61
山陰	口	15	23	38
徳島	島	14	32	46
香川	川	28	38	66
愛媛	媛	22	33	55
高松	松	15	11	26
合計	計	166	214	380

第3表 県別、性別調査対象年少者数
(雇用先調査)

性別		男	女	計
鳥取	取根	7	8	15
島根	山	2	1	3
岡山	島	6	4	10
広島	山	14	11	25
山陰	口	7	13	20
徳島	島	8	16	24
香川	川	12	17	29
愛媛	媛	7	12	19
高松	松	2	6	8
合計	計	65	88	153
比	率	42.5	57.5	100.0%

雇用関係の判明せるもの、即ちその形態はどうあるかと、労働関係が存在すると予測できるものについて、一處、不当雇用の疑いあるものと見做し、次の段階の、雇用先調査を行うことにした。

その数は第三表に示めすとおり、一五三名であるが、音信不通、就業先の変更等の理由により、児童の雇用先が不明なもの、及び、親元が転居して、転居先を當つてみたが、調査の目的が達せられなかつたものは含まれて

第4表 親元県別、雇用先県別調査対象年少者数（雇用先調査）

親元 県別	雇用先 行県別														合計	比率
	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	愛知	京都	大阪	兵庫	他		
鳥取	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	9.8
島根	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2.0
岡山	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	6.5
広島	1	—	1	18	1	—	—	1	—	—	1	2	—	25	15.7	
山口	—	—	—	—	18	—	—	—	—	1	—	1	—	20	13.1	
徳島	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—	1	8	—	24	15.7	
香川	—	—	—	—	—	—	27	—	—	—	1	1	—	29	19.0	
愛媛	—	—	1	—	—	1	1	12	1	—	—	3	—	19	13.1	
高知	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	8	5.2	
愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	11	2	8	18	19	16	29	13	7	1	4	22	3	153	100%	
比率	7.2	1.3	5.2	11.1	13.1	10.5	19.0	8.5	4.6	0.7	2.6	14.4	2.0	%	100	

いない。

調査地区各県にわたつて、該当者が見受けられるが、香川県、二九名が最も多く、広島県、二五名、徳島県、二四名が次いで多い。最も少いのは島根県の三名である。

大体その数は学校調査における該当者数、親元調査の実施数に比例しているが、島根県のみは、最初の把握数からみると、この段階において著るしく減少している。

性別にみると、女子は、八八名、男子六五名でその比率は女子五七・五%に対し、男子四二・五%で、女子の割合が、例年の調査におけると同様に高い。

次に、右の児童の親元別に、その行先（就業先）の府県を示めたものが、第四表である。大多数の児童は自県内にあるが、他県に出たものは、大阪府に集中し、一二名で最も多く、一四・四%を占めている。

三、雇用先調査

親元調査の結果、不当雇用関係があるとして、予定されたものは、一五三名であるが、これらについて雇用先調査が行われた。

第5表 年令別、性別年少者数

年令別	性別		計	男	女	比率
	計					
計			103	48	55	100.0
12	才		1	1	—	1.0
13	才		18	8	10	17.5
14	才		34	13	21	33.0
15	才		40	20	20	38.7
16	才		8	5	3	7.8
17	才		1	—	1	1.0
18	才		1	1	—	1.0

この調査は親元調査と同様、婦人少年室職員、婦人少年室協助力員及び児童委員が担当し、児童の就業先（行先）を訪問して、直接雇用主及び年少者に面会して調査したが、雇用主の調査忌避又は妨害にあつて、調査員自身が、身体の危険を感じるものがあつたり、或はボスの存在の者が、陰に調査員の行動に圧力をかけたり、親元で教えてくれた雇用先が、出鱈目であつたり、児童が既に雇用先を転居して不在のため、その行先を追いかけて調査する等々、多くの障害、労苦を排除して実施された。

結局は、この一五三名のうち不当雇用の場におかれていた年少者として実態の把握されたものは、第五表のとおり一〇三名にすぎないが、これらのすべてに、学校教育法の趣旨に反するものがみられるほか、それぞれ、雇用違反、労働関係において職業安定法、労働基準法、児童福祉法の何れかの条項に抵触し、中には勅令九号（児童防止法）及び刑法に触れるとも考えられるものが見受けられる。

いわゆる人身売買に該当する悪質雇用は、一〇三名中一割に満たないが、右の如くにすべてのものが関係法規に違背しており、たとえ養育的雇用であつても、そのために、学校へ満足に行けないことであれば、児童の福祉に反することとなる。

なお、非該当及び調査不能の五〇名は、次の理由によるものである。即ち学校、及び、親元で把握した児童の雇用先が、その後、児童の転業等の事由により、あらゆる努力を払つたがどうしても判明しなかつたもので、これ等は十七名を数えるが、既に親元との音信を絶つ以上、相当の事情が存するものと推測

第6表 在籍学年別年少者数

学年	性別		計	男	女	比率
	計	比率				
計			103	48	55	100.0
1 年			27	7	20	26.2
2 年			36	16	20	35.0
3 年			37	24	13	35.9
不明			3	1	2	2.9
夜間中学 在籍			3	—	3	—

第7表 就業時の学年別年少者数

就業した 時の学年	性別		計	男	女	比率
	計	比率				
計			103	48	55	100.0
小学5年			1	—	1	1.0
小学6年			16	3	13	15.5
中学1年			27	12	15	26.2
中学2年			16	8	8	15.5
中学3年			4	3	1	3.9
不明			39	22	17	37.9

され、むしろこれらの児童こそ、救済措置を要するものと考えられる。次は雇用関係の存在しないものである。即ち、親元調査の段階において、雇用関係があつたが、雇用先調査時には、既に雇用関係が消滅していたものと、近親等の純然たる養育で、始めから雇用関係が存在しなかつたものである。

雇用関係があつて消滅したものと中には、季節的労務、臨時的業務に使用され、その期間が自動的に経過したものと、継続中の雇用関係を絶つて親元に帰つたものがある。後者は、この調査の狙う段階的な啓発が効を奏して親元調査終了後において、他動的に、又は、自発的に親元が児童を引取つたものである。

その他調査内容が不明なもの、調査表を期限迄に回収出来なかつたものが、僅かながら含まれている。

不当雇用として取上げられた、一〇三名の児童の在籍学年は、第六表が示めす通り、第三学年、第二学年が多く、

それぞれ三七名、三六名と、各々三五%を占めている。夜間中学在学中のものも三名みられるが、第五表で児童の年令をみると、中学在学の児童であるに拘らず、保護者の子女就学義務年令を越えた、一六才、一七才、一八才の者がいる。このことは、就学日数の不足や、成績不良で、原級にとゞまつてゐることを例証するものであるが、保護者、又は、本人の就学に対する意思が、或る程度認められ、教育委員会が承認

第8表 親元府県別、雇用先府県別年少者数

雇用先府県		鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	愛知	京都	大阪	兵庫	計
親元府県															
鳥取	取根	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	7
島根	山島	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
岡山	山口	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	7
広島	島川	1	—	1	14	1	—	—	1	—	—	1	2	—	21
山口	徳島	—	—	—	—	14	—	—	—	—	1	—	1	—	16
徳島	香川	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	1	6	—	16
愛媛	高知	—	—	—	—	—	—	18	—	—	—	1	1	—	20
高知	愛知	—	—	1	—	—	—	1	5	—	—	—	2	—	9
愛知	京都	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	1	—	5
京都	大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	兵庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	計	6	1	6	14	15	9	19	6	4	1	3	17	2	103

しているのではないかと思われる。

年令別では、一五才が最も多く、四〇名（三八・七％）一四才が三名（三三・三％）、一三才が一八名（一七・五％）となつてゐる。

性別では、女子五五名に対し、男子四八名で、女子の方がやや多い。就業時の学年を、第七表によつてみると、小学校在学中に就業したものが、一七名もあり、一六・五％を占めるが、小学六年の時に、女子が一三名も就業しており、男子と比較して注目される。

一〇三名の雇用先をみると、香川県一九名、大阪府一七名、山口県一五名、広島県一四名が、他県より目立つて多いが、自県内の就業が大部分で、自県外の雇用先地では、大阪におけるものが圧倒的に多い。（第八表）

1 不当雇用年少者の就業先

年少者の就業先は第九表に示す通り、商業が二一・三％を占め、一番多く、次いで、農業二二・七％、料理飲食業一〇・七％となつており、この商業は、雑然たる物品販売業で、いわゆる商店を指すものである。

調査対象を在籍学童に限つたとはいへ、商業の就業が多いことは、

第10表 就業先規模別年少者数

区 分	年少者数	比 率
計	103	100.0
5人未満	59	57.2
5人～9人	22	21.4
10人～29人	9	8.7
30人～49人	1	1.0
50人以上	1	1.0
不明	11	10.7

第11表 両親の有無

区 分	年少者数	比 率
計	103	100.0
両親健在	42	40.8
父なし	33	32.0
母なし	21	20.4
両親なし	7	6.8

第12表 父母のいない理由

理由 いない状況	計	死亡	離別
	計	61	50
両親	7	7	—
父	33	27	6
母	21	16	5
比 率	100.0	82.0	18.0

就業先の規模は、第一〇

表の通り、十人未満のところ
ろが、八〇%近くを占め、
五人未満のところにも動める
ものが、五九名で、五七・
二%と、零細規模に集中し
ている。

2 親元の状況

(1) 両親の有無

両親健在のものは全体の四〇・八%、父のいないものが三二・〇%、母のいないもの、二〇・四%、両親のいないものは七名で、六・八%（第一表）と約六〇%のものが欠損家庭児童であり、父親のいない家庭の子がより多く、不当雇用の場におかれていることは、母子家庭の生活困窮が、原因をなすことを裏書きしている。父母のいない理由は、死別によるもの五〇名で、八二%、生別が一八%の一一名である。（第二表）

(2) 保護者

不当雇用児童の、保護者（親権を行う者、後見人その他の者に児童を現に監護する者）について見ると、父が保護者になつてきているものが、六二名、母が保護者であるのは、二七名で、親権者である保護者は、八六・四%を占めている。次いで、義父の保護者が七名、兄又は、義兄が三名、祖父二名、祖母、叔父、各一名である。

第13表 保護者の種類

区分	年少者数	比率
計	103	100.0
父母	62	60.2
父母	27	26.2
相父	2	1.9
相母	1	1.0
兄又義兄	3	2.9
義父	7	6.8
叔父	1	1.0

父がない六家庭では、母親がいても、親権者以外の者が保護者になっている。このことは、家族制度の封建性、又は、保護者として不適な母親に事情が存するものと思われ、義父の親権者三名については、母親が連子をして再婚したものが、或は、両親の内縁関係が予想され、家庭の複雑性が窺える。

(3) 親元（主たる生計の維持者）の職業

日雇夫が三名で、三〇%、農業二〇名、一九・四%、無職が一六名で一五・五%、以下、漁業、鉦夫の順となつてゐる。主たる生計維持者が、女であるものは、二八名（二七・二%）で、その職業は、無職一名、日雇九名、農業五名となつており、女世帯の殆んど全部が、これに含まれ、無職者の数は、

第14表 親元の職業及び性別

職業	性別	計	男	女
計		103	75	28
日雇	雇	31	22	9
農	業	20	15	5
無職	職	16	5	11
漁	業	5	5	—
鉦	夫	5	5	—
插	入	2	2	—
左	官	2	2	—
工	員	3	2	1
車	夫	2	2	—
食	業	2	2	—
行	商	2	1	1
大	工	1	1	—
石	工	1	1	—
材	運	1	1	—
木	具	1	1	—
建	社	1	1	—
神	員	1	1	—
船	員	1	1	—
會	員	1	1	—
林	業	1	1	—
竹	工	1	1	—
団	業	1	—	1
鉦	商	1	1	—
志	業	1	1	—
力	業	1	1	—
志	業	1	1	—
比	率	100.0	72.8	27.2

男世帯の倍である。年令別にみると、児童の年令が、概ね十五才以下に限定される故もあるが、四〇才より五九才のものが最も多くみられる。

(4) 親元の家族

親元の家族数は、七人

第15表 親元の職業及び年令

職業	年令		年令							不明	比率
	計	~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~59	60~			
計	103	2	1	8	20	15	14	5	38	100.0	
日 雇	31	1	—	3	7	9	3	1	7	30.1	
無 漁	20	1	—	—	1	2	3	3	10	19.4	
漁 業	16	—	1	4	1	—	3	—	7	15.5	
無 業	5	—	—	—	—	1	—	—	4	4.8	
職 業	5	—	—	—	2	1	—	1	1	4.8	
備 夫	2	—	—	—	—	—	1	—	1	1.9	
左 官	2	—	—	1	1	—	—	—	—	1.9	
工 員	3	—	—	—	—	1	1	—	1	2.9	
車 夫	2	—	—	—	1	1	—	—	—	1.9	
食 品	2	—	—	—	—	—	—	—	2	1.9	
製 造	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1.9	
行 商	2	—	—	—	1	—	1	—	—	1.9	
大 工	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1.0	
石 工	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1.0	
材 運	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1.0	
建 具	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1.0	
神 社	1	—	—	—	—	—	1	—	—	1.0	
船 守	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1.0	
銀 員	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1.0	
会 社	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1.0	
林 業	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1.0	
竹 工	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1.0	
刷 製	1	—	—	—	—	—	1	—	—	1.0	
鋏 力	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1.0	
あ ん	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1.0	
比 率	100.0	1.9	1.0	7.8	19.4	14.6	13.6	4.8	36.9	—	

家族のものが最も多く二五件、次いで、六人家族二〇件、五人家族、一四件、八人家族、一三件の順で、五人の標準家族数を超えるものが、全体の七〇%を占めている。家族数が多くなるにつれて、別居者数も、多くなっていることが伺われ、一家離散という事実も、五件認められるから、口べらし的要因と、家庭の複雑性が推定できる。なお、兄弟姉妹の数は、平均四人強で、三〜六人の兄弟数の多いものが、約

第16表 親元の家族数

家族総数		計	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明	比率
計		103	3	4	8	14	20	25	13	10	6	—	100.0
な	し	17	2	1	2	4	3	4	1	—	—	—	16.5
1	人	33	—	2	4	5	3	8	5	3	2	—	32.0
2	人	30	—	—	1	3	8	8	5	3	2	—	29.2
3	人	12	—	—	—	1	5	3	—	1	2	—	11.7
4	人	6	—	—	—	—	1	1	2	3	—	—	5.8
離	散	5	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—	4.8
比	率	100.0	2.9	3.9	7.8	13.6	19.4	24.2	12.7	9.7	5.8	—	—

第17表 兄弟姉妹の数

区 分	突 数	比 率
計	103	100.0
1	4	3.9
2	6	5.8
3	19	18.5
4	25	24.2
5	21	20.4
6	17	16.5
7	9	8.7
8	2	1.0
9	—	—
10人以上	1	1.0
平均兄弟数	4人強	

八〇%を占めるが、親元の年令から判断すると、成年に達したものが、至つて少く、家計の苦るしさが察知される。

(5) 親元の生計状態

親元の主たる生計の維持者の職業別収入は、第一八表に示すところである。各職業を通じての平均月収は、五、六八三元であるが、収入区分別にみると、五、〇〇〇〜七、九九九円が最も多く、三三%を占め、五、〇〇〇円未満のものが、二九・一%を占め、不明のもの、一六・五%を除くと、八千円未満が八〇%を占めることになる。二万円以上のものが、一名おり、主務主のうち、老令病弱等の理由で、収入皆無のものが、一一・七%で注目されるが、

第十九表で別居家族の送金等を含めた親元家庭の繰収入をみると、平均月収が九、九一七円、収入区分別にみて、一〇、〇〇〇円と一四、九九九円のもの三〇・一%を占め、圧倒的に多く、不明のものが二八・二%あり、これを除くと、不当雇用下にある児童の

第18表 世帯主の職業別収入

職業	月取 計	平均収入	収入 なし	円								不明
				2999	3000 4999	5000 7999	8000 9999	10,000 14,999	15,000 19,999	20,000 円以上		
計	103	5,683	12	9	9	34	10	8	3	1	17	
日 雇	31	5,682	—	2	4	16	4	1	—	—	4	
農 業	20	5,482	—	2	1	7	—	1	—	—	9	
無 職	16	694	12	2	1	1	—	—	—	—	—	
漁 業	5	6,800	—	—	1	2	1	1	—	—	—	
鉱 夫	5	13,823	—	—	—	1	1	—	2	1	—	
桶 屋	2	4,500	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
左 官	2	14,000	—	—	—	—	—	1	1	—	—	
工 員	3	5,667	—	—	1	2	—	—	—	—	—	
車 夫	2	11,000	—	—	—	—	—	1	—	—	1	
食品製造業	2	6,000	—	—	—	2	—	—	—	—	—	
行 商	2	9,000	—	—	—	—	1	1	—	—	—	
大 工	1	9,000	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
石 工	1	12,000	—	—	—	—	—	1	—	—	—	
材木運搬	1	7,000	—	—	—	1	—	—	—	—	—	
建 具 屋	1	1,500	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
神 社 守	1	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
船 員	1	9,000	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
銀 治 屋	1	6,000	—	—	—	—	—	1	—	—	—	
会 社 員	1	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
林 業	1	7,000	—	—	—	1	—	—	—	—	—	
竹 細 工	1	6,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
印刷製造業	1	1,000	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
鉄 力 商	1	8,000	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
おんま	1	500	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
比 率	100.0	—	11.7	8.7	8.7	33.0	9.7	7.8	2.9	1.0	16.5	

第19表 親元における総収入

職 業	月収 計	平均 家族 数	平均 月収	一人当 平均 生費	3000 円未 滿	3000	5000	8000	10,000	15,000	20,0	不明
						4999	7999	9999	14,999	19,999	以上	
計	103	6	9,917	1,653	5	4	15	10	31	5	4	29
日 雇	31	6	10,172	1,695	1	1	8	—	11	2	1	7
農 業	20	7	8,395	1,199	2	1	2	2	2	—	1	10
無 職	16	5	8,532	1,706	2	—	4	2	2	—	1	5
漁 業	5	7	10,344	1,477	—	—	—	3	2	—	—	—
並 夫	5	7	16,456	2,351	—	—	—	—	1	3	1	—
種 職	2	4	10,000	2,500	—	—	—	—	1	—	—	1
左 官	2	5	11,500	2,300	—	—	—	—	1	—	—	1
工 員	3	6	8,028	1,338	—	—	1	2	—	—	—	—
車 夫	2	6	11,000	1,683	—	—	—	—	1	—	—	1
食品製造業	2	7	10,000	1,429	—	—	—	—	2	—	—	—
行 商	2	6	12,000	2,000	—	—	—	—	2	—	—	—
大 工	1	7	10,500	1,500	—	—	—	—	1	—	—	—
石 工	1	4	13,800	3,450	—	—	—	—	1	—	—	—
材木運搬	1	5	不明	不明	—	—	—	—	—	—	—	1
建 具 屋	1	8	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—	1
神 社 守	1	4	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—	1
船 員	1	5	13,000	2,600	—	—	—	—	1	—	—	—
銀 治 屋	1	9	13,850	1,539	—	—	—	—	1	—	—	—
会 社 員	1	7	不明	不明	—	—	—	—	—	—	—	1
林 業	1	8	11,589	1,448	—	—	—	—	1	—	—	—
竹 細 工	1	7	8,800	1,257	—	—	—	1	—	—	—	—
団 圓 器 造 業	1	2	3,000	1,500	—	1	—	—	—	—	—	—
誠 力 商	1	9	11,000	1,222	—	—	—	—	1	—	—	—
あ ん ま	1	6	4,000	666	—	1	—	—	—	—	—	—
比 率	100.0	—	—	—	4.8	3.9	14.6	9.7	30.1	4.8	3.9	28.2

第20表 家族総数と総収入

家族数	収入額		平均 月収	3000円 未	3000 と 4999	5000 と 7999	8000 と 9999	10,000 と 14,999	15,000 と 19,999	20,000 円以上	不明
	計	比率									
計	103	100.0	9,917	5	4	15	10	31	5	4	29
2 人	3	2.9	4,485	—	2	1	—	—	—	—	—
3 人	4	3.9	10,966	—	—	—	—	3	—	—	1
4 人	8	7.8	7,013	2	—	2	—	2	—	—	2
5 人	14	13.6	10,054	—	1	2	1	4	1	—	5
6 人	20	19.4	6,914	2	1	5	2	3	—	—	7
7 人	24	23.2	10,481	—	—	4	4	7	3	—	6
8 人	13	12.7	12,232	—	—	1	2	5	1	1	3
9 人	11	10.7	14,370	1	—	—	1	5	—	—	1
10人以上	6	5.8	11,525	—	—	—	—	2	—	—	4

家庭の毎月収は、一万五千元以下のものが大部分である。

家族数六人以上のものが、七〇%を占めるが、第二〇表に示すと
ることによると、これ等の家庭の毎月収は、五千元から一万五千元以内
に集約される。家族数九名で、総収入三千円未満のものは、女性の世帯
で農家である。同じく収入三千円未満で、六人家族のものが二件み
られるが、何れも、農家の女世帯である。農家の月収入の判定はなかな
か困難であり、うち二件は、生活保護法の適用世帯ではないから、必
ずしも、正確な収入額とはいえないとしても、底をついた貧困状態を
示めすものである。

以上のような経済状態にあつて、生活保護法の適用状況を見るに、
一六の適用世帯の扶助額は次のとおりである。

- 一、〇〇〇円と一、九九九円 五名
- 三、〇〇〇円と三、九九九円 四名
- 五、〇〇〇円と八、五〇〇円 四名
- 四、〇〇〇円と四、九九九円 一名
- 一、〇〇〇円未満 一名

世帯主は、父親の方が、母親の場合より多いが、両親建在の世帯は極

第21表 扶 助 額

区 分	1000円 未 滿	1000円 ～1999円	2000円 ～2999円	3000円 ～3999円	4000円 ～4999円	5000円 ～8500円	不明	計
世 帯 数	1	5	0	4	1	4	1	16

第22表 生活保護法による扶助の種類別延世帯数

区 分	生活扶助	教育扶助	医療扶助	住宅扶助	不 明	計
世 帯 数	6	6	3	1	3	19

めて少い。適用世帯主の職業は、日雇、無職、農業の順になっている。適用区分は、第二二表に示めす通り、一世帯で生活、教育、医療等の二、乃至、三種類の扶助を受けているものがある。

親元の家族数に比し給収入が、辛うじて最低生活を維持できると思われるのは、石工の家族数四人に對する、一三・八〇〇円、船員の家族五人に對する一三・〇〇〇円、船員の平均家族七人に對する、一六・四五六円であつて、他のものについては、最低生活以下の収入であると断ぜざるを得ない。昭和三年における労働統計調査部の、全都市勤労者世帯の収入調査をみると、平均世帯人員四・四七人の実収入は、三〇・七七六円であり、都市と郡部の地域差は、殆んど認められない今日においては、郡部の勤労者の平均月収も、都市のそれに近いものとみられ、又三一年の全都市勤労者世帯のエンゲル係数も四二・九%に低下しているから、これらの調査家庭においては、全国の平均世帯収入と余りに懸隔が大きく、未だ食費にも事を欠く現状が窺える。農村地帯に生活の本拠を有するものが多いとはいへ、別居者の送金、及び、生活保護法による扶助料まで含んだ總収入が、平均九、九一七円で、世帯員平均が六人では、一人当り平均生計費が一、六五三円となり、不当雇用の主因が、極貧による口べらしであると言つても過言ではあるまい。

第23表 動機と形態

動機	形態		就 職		教 育		家 出		就 学		不 明		比 率
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
計	48	55	32	35	7	9	1	1	—	1	8	9	100.0
貧 困	18	32	14	24	4	7	—	—	—	1	—	—	48.6
家庭不和	3	2	2	1	—	—	1	1	—	—	—	—	4.8
技能習得	3	1	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3.9
本人希望	4	6	3	5	1	1	—	—	—	—	—	—	9.7
学校嫌い	12	5	10	4	2	1	—	—	—	—	—	—	16.5
不 明	8	9	—	—	—	—	—	—	—	—	8	9	16.5
比 率	100.0		65.1		15.5		1.9		1.0		16.5		—

なお、第一八表の、世帯主のみの、職業別収入の平均額は、五、六八三円で、全産業労働者の平均額の、半額にも満たない状態にあり、各職業毎の平均収入額も、大別して、全国の産業別平均所得額を越えるものがない。世帯主の年令は前述した如く、働き盛りの中年者が最も多いに拘らず、こうした低額所得者であることに問題が残されている。

3 雇用経過

(1) 就業の動機と形態

調査年少者が不当な要素を持つ、雇用関係に入った動機は、種々の要因が結合するがその主な動機をみると、「貧困」を原因とするものが、一〇三名中、五〇名で、四八・六%を占め、次いで「学校嫌い」が一七名で、一六・五%、「本人の希望」が一〇名で九・七%となつており以下、「家庭不和」、「技能習得」の順となる。

性別にみると、貧困を動機とするものが、女子に多く認められ、總数において、男子の数が少いのかかわらず、「学校嫌い」の項にあつては、男子の方が女子の倍数を示めている。なお、貧困家庭の場合女子が先づ、不当就業の対象となることが肯かれる。これは女子の家庭における地位の低さ、或は、女子に対する、封建的な觀念の現われとも見られる。

が、他面、低年令女子には、不当就業の場が、男子に比較して多いという現実を無視することができない。「学校嫌い」が、男子に多くみられるのは、男子と女子の性格の相違とも思われる。自分の家や他家の家事の手伝いをさせられ、学校をしばしば休むことが重なったり、病氣欠席のために学力が落ち、級友についてゆけなくなつたことが原因となつている。

「本人の希望」の場合は、就業の動機が最も自発的であり、積極的なものであるが、父、又は母が、実親でないため、虐待を受け、飛び出したもの、親の不身持が影響を与えたもの、本人が不良性を帯びたもの、兄弟の所行を見習つたもの等が、直接の原因をなしているが、「家庭不和」「学校嫌い」等の、原因が結びついたものである。たゞすべての動機、原因の根底には、貧困が共通して存在することである。

就業を主な形態別にみると、単なる就職というものが大多数で、六五・一%を占め、次いで、養育を名目にするものが、一五・五%、家出が二名で、一九%、就学一名の順になる。就業形態の不明のものが一七名で、一六・五%あるが、如何なる形態で就業することになつたのか、把握出来なかつたところに問題がある。

就業形態を、動機との関連でみると、養育を名目とするものは「貧困」「本人の希望」「学校嫌い」が動機となつている。その就業内容をみると、男子の場合は、農業の手伝い、内屋の雑役、女子は、一般家庭、及び、料理飲食店の女中、子守に限られ、殆んどが、両親がないもの、又は、片親を欠くものである。知人が極貧の生活を見兼ねて引取つたもの、本人が貧困の生活に嫌気がさし、暖かい家庭の愛情を求めて、他家に子守かたがた養育され、進学を進められるが、学校嫌いで行かないという、雇用主側に悪意がない、寧ろ本人に責を帰すべき、雇用状態のものもある反面、料理飲食店関係に、養育という名目で引取られたものの中には、芸妓見習いのものや、既に、売春

行為を経験していると目されるものがある。

家出して就業した男女二名の者は、何れも家庭の不和が原因となつてゐるが、男子の方の家庭は、母親が死亡しており、父は精弱であつて収入なく、酒を飲んだ父に叱られ、家出して、商店の店員となつたもの、女子の場合には家庭事情が複雑なため、養父の虐待が甚だしく、不良化して家出の結果、料飲店に住込んだものであるが、既に、売春行為の件で、警察の手を煩わしている。

家庭が貧しくて学校へ行くことが出来ず、就学を条件として、他家の子守となつたものゝ形態を、「就学」として区分したが、子守が忙しく、学校には満足に出でない。

第24表 就業先変更頻度

就業先	頻度	計	1回	2回	変更なし	不明
計		103	19	6	75	3
商業		22	5	1	16	—
料理飲食店		13	4	—	9	—
一般家庭		11	1	2	8	—
紡織・縫製		5	—	—	5	—
土石工・製菓・製菓		4	—	—	4	—
土木官		3	—	—	3	—
食品製造業		3	1	1	1	—
製菓業		3	1	—	2	—
漆器製造業		3	1	2	—	—
グリーンング		3	1	—	2	—
パチンコ店		2	1	—	1	—
印刷業		2	—	—	2	—
旅館		2	—	—	2	—
茶番屋		2	—	—	2	—
玉突業		1	1	—	—	—
織造業		1	—	—	1	—
水産加工業		1	—	—	1	—
鉄力屋		1	—	—	1	—
精米業		1	—	—	1	—
漁業		1	1	—	—	—
団扇製造業		1	—	—	1	—
鼻緒製造業		1	—	—	1	—
手袋製造業		1	—	—	1	—
靴製造業		1	—	—	1	—
セメント工		1	—	—	1	—
材木店		1	—	—	1	—
建材店		1	—	—	1	—
病院		1	—	—	1	—
修繕業		1	—	—	1	—
旅館		1	1	—	—	—
浴場		1	—	—	1	—
不明		3	—	—	—	3
比率		100.0	18.4	5.8	72.9	2.9

第25表 就業先移動状況

就業先	当初就業先															
	計	商 業	農 業	製 菓	食品製 造	漁 業	大 工	紙袋製 造	工 業 メ カ ニ ク	料理飲食 店	フ ト ン 店	寺 院	ブ リ ヤ 屋	士 建	歌 物 編	一 般 家 庭
計	25	5	3	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2
商 業	6	3	1	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
農 業	4	—	2	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
製 菓	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
食品製造業	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
漁 業	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クリーニング業	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漆器製造業	3	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—
料理飲食店	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
繪 装 業	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
パチンコ店	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
一 般 家 庭	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—

(2) 就業先の移動状況

児童の就業後における移動状況をみると、就業先を変更していないものが七五名で、全体の七二・九％である。一回変更したものが一九名で、一八・四％、二回のもの、六名の五・八％で、最初の就業先が、商業、農業、料理飲食業、漆器製造業のものに多い。率からいえば、漆器製造業が高く、原始的な労働形態を嫌つたものと推定される。商業、料理飲食業は仕事の性格を示し、農業の場合は、季節労働の終了によるものが多くなつてゐる。(第二四表)

当初の就業先からどのような業種に転じたかをみると、(移動二回のものについては、最初のものゝ現在の業種との関連をみたもので、中間に就業した業種に触れない)商店間において移動したものが三名、農業の間では

第26表 就業斡旋者と年少者との関係

職業	年少者との関係	計						
		親戚	知友	人人	隣人	兄弟	民生委員	他人
計		28	10	10	5	1	1	1
農	業	6	3	2	1	—	—	—
無	業	3	—	2	1	—	—	—
商店	業員	2	1	1	—	—	—	—
行	商業	3	1	1	—	1	—	—
業	子	2	—	2	—	—	—	—
運	製	1	1	—	—	—	—	—
主	転	1	1	—	—	—	—	—
工	手	1	—	—	1	—	—	—
公	婦	1	—	—	1	—	—	—
社	員	1	—	—	—	—	1	—
会	者	1	—	—	1	—	—	—
仲	務	1	—	—	—	—	—	—
種	員	1	—	1	—	—	—	—
不	員	1	—	1	—	—	—	—
	明	3	3	—	—	—	—	—
比	率	100.0	35.7	35.7	17.8	3.6	3.6	3.6

二名あり、商業、土石採取業、及び、一般家庭から、料理飲食業に替つたものが、三名いることは注目される。

(3) 就業あつた者

児童の就業に際して、あつた者が介在した数は、一〇三名中、二八名しか認められず、比較的少い。又あつた者に対する謝礼の事実も今回の調査には全然認められない。

この点に関しては、調査上最も困難な事項であり、特にあつた者に対する謝礼は、有形、無形、様々の形態で行われるから、尋常では掴むことが容易ではないので、実状を正鵠に表したものは思われないが、あつた者と、対象児童、又はその親元との関係をみると、純然たる他人というのが一名限りで、他は親戚兄弟等の、親族関係にあるものが一名で、三九・三%、知人、隣人の関係にあるものが一五名で五三・五

第27表 就業轉旋者の年令

性別 年令	計	男	女	比率
計	28	13	15	100.0
～24才	3	1	2	10.7
25～29	3	2	1	10.7
30～39	3	2	1	10.7
40～49	6	4	2	21.4
50才～	6	1	5	21.4
不明	7	3	4	25.1

第28表 前借金

名目	前借	生活費	建築費	旅費その他	計
金額	25,000 15,000 8,000 4,000 2,000 1,500	33,000	20,000	1,400	
人員	6	1	1	1	9

〃、民生委員によるものが一名あり、即ち、何等かの縁故関係にあるものが全部を占めているから、あつ旋料の授受専断は、比較的少く、又通貨以外のものではないかと思われる。しかし知人関係として挙げられたものの中には、田舎廻りの呉服屋、出入りの魚屋、又は仲居等がおりその性格、職業柄、疑いを持たれる。あつ旋者の職業は、農業が一番多いことも、不当な要素を持つ雇用に関し、農村地帯が舞合になっていることを示めすと同時に、農村の性格を、如実に物語っている。

公務員があつ旋したものは、該当児童と同地区に住む、前記の民生委員によるもので、公民館の主事であるが、児童の家庭が貧困で、就学出来ないのを見兼ねて、就学を条件として、一般家庭の子守に世話したものであるが、結果は良くはない。

あつ旋者の年令は不明のものが七名もいるが、四〇台、五〇台が最も多く、一、二名で四二・八%を占める。性別にみると、女子の方がやゝ多く、特に五〇才台の女子のあつ旋の多いことが目立っている。(第二七表)

(4) 前借金

第29表 通勤住込別年少者数

性別	通・住		
	計	住 込	通 勤
計	103	74	29
男	48	35	13
女	55	39	16
比 率	100.0	71.8	28.2

児童の就業に当って、雇用先から前借金を受取っている親元は、九名で、総数の九%である。前借額は、最高三三、〇〇〇円が一名、次いで、一五、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円が各一名、一万円以下が五名となっており、最低が一、四〇〇円という小額のものである。

その名目は、児童が労働することを条件とする、いわゆる前借金であるものが、六名、家族の医療費、住宅の建築費、旅費その他、というのが各一名で、何れも雇用主から、確かに、親元に渡たされており、あつ旋者が、前借金の授受に関して、中間に介在しているというケースは、把握されなかつた。医療費、建築費、旅費等は、労働することを条件としているかどうかは、判断が困難であり、そして、それが、児童の賃金と相殺されているかの点についても、断定出来難たいが、前借金を有するもの九名の、賃金支給状況を個々に対比してみると、三名が、全く支給されていないから、この三名については前借金と、賃金の、相殺がなされているものと見做すことができる。

その他の者については、額の高低はあるが、一応賃金が毎月支払われているので、雇用主がなし崩し的な相殺、即ち、賃金の一部を前借金の分として控除する支払（賃金全額払還反）方法をとつたとしても、労働契約内容に確たるものがないので、直ちにそれを相殺として労働基準法違反に結び付ける説にはいかない。何れにしても、前借金は、名目の如何を問わず、児童の身体を拘束することを意圖するものであり、不当な要素を持つことには変わりがない。

4 就業先における労働態様及び労働条件

学校調査における対象児童は、長欠児童であつて、且つ、親元を離れているこ

第30表 業務内容及就業期間

(次頁へ続く)

業務内容		就業期間				3 カ 月 未 滿	3 カ 月 6 カ 月	6 カ 月 1 年	1 年 2 年	2 年 3 年	不明
		計	男	女	率						
計		103	48	55	—	10	14	37	16	2	24
商 業	店員・見習	10	6	4	—	—	2	2	2	—	4
	配 達	6	6	—	—	1	—	3	2	—	—
	女 中	3	—	3	—	—	—	1	1	—	1
	女中兼子守	3	—	3	—	—	—	1	1	—	1
養 業	手 伝	4	4	—	—	—	1	2	1	—	—
	子 守	9	—	9	—	1	2	2	3	—	1
料 理 飲 食 店	見習コック	3	3	—	—	—	—	1	1	—	1
	出 前	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—
	女 給	3	—	3	—	1	—	1	1	—	—
	女 中 子 守	3 1	— —	3 1	— —	1 —	— —	2 —	— —	— —	— 1
一 般 家 庭	女 中	2	—	2	—	—	—	1	—	—	1
	子 守	2	—	2	—	—	—	—	—	—	2
	女中兼子守	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1
紡 織 業	見 習	3	2	1	—	—	2	1	—	—	—
	見習兼女中	2	—	2	—	—	—	2	—	—	—
土 石 工 採 取 業	見 習	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—
	運 搬	2	1	1	—	1	—	—	—	—	1
	土工・人夫	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—
佐 官 業	見 習	3	3	—	—	—	—	—	—	2	1
食 品 製 造 業	見 習	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—
	見習兼配達	2	2	—	—	—	—	1	1	—	—
菓 子 製 造 業	見 習	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—
	見習兼配達	2	2	—	—	—	—	2	—	—	—
漆 器 製 造 業	手 伝	2	1	1	—	—	—	1	1	—	—
	手伝・女中	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—
ク リ ー ニ ン グ 業	店 員	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—
	見 習	2	1	1	—	—	—	—	—	—	2
パ チ ン コ 店	女 中	2	—	2	—	—	1	1	—	—	—

業務内容		就業期間		計	男	女	率	3カ 月未 満	3カ 月 6カ 月	6カ 月 1年	1年 2年	2年 3年	不明
		見	習										
印刷業	見 習	2	2	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
旅館	女子	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
	中 守	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
芸者 舞臺	女 芸	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
	妓見習	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
玉笑業	女 中	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
鐘 納 製 造 業	操 別	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
水 産 加 工 業	魚の水洗	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
鉄力屋	助 手	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
精米業	手 伝	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
漁 業	飯 炊 ぎ	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
団 扇 製 造 業	手 伝	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
畳 桶 製 造 業	手 伝	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
手 袋 製 造 業	手 伝	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
靴製 造 業	見 習	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
セメント 瓦製造業	雑 役	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
材木店	木材運搬	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
建具店	見 習	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
病 院	女 中	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
修理業	女 中	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
塗装業	塗 装 工	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
浴 場	女 中	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—
不 明	子 守	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	不 明	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
比 率		100	46.6	53.4	100.0	9.7	13.7	36.0	15.5	1.9	23.2		

とを要件としたが、親元を離れているか、いないか、不明なものがおり、親元調査ではその別が判然としたが、親元について、通勤しながら就業しているものであつても、不肖雇用と見做されるものがあるから、そのものについても雇用先調査を実施した。その結果、第二九表にみられる通り、住込者七四名、通勤者二九名で通勤者が二八・二%を占めるが、通勤者の中には、親元調査の際に、雇用先に住込んでいたが、雇用先調査時には、親元から通つてゐるというものが、少数ながら含まれており、調査の過程を通じて行つた、啓蒙、指導の効果の一端が、ここに現われたものと推察される。

(1) 業務内容及び就業期間

児童の就業先の業務内容は、女子にあつては、五五名中、三七名が女中と子守で、女子總数の六七%を占める。次いで、店員四名、女給三名の順となり、他は芸妓見習一名のほか、製造加工業の見習、手伝的業務に従事してゐる。女給や芸妓見習の者は云うに及ばず、等しく女中といつても料理飲食店、旅館、芸者置屋等の接客業のもの、一般家庭の女中や、商店の女中と異なり、酒の持ち運び、酒間の取持ち等酌婦や女給と、何等変らないものがあり、そうでなくとも、遊興客との接触が予想される。又パチンコ店、玉突等の娯楽場の業務も、同様に風紀的な警告を予見されるものあり、女給、芸妓見習の者を含め、これ等の、接客、娯楽場に就業するものは一四名を数える。この業態は一五才未満であれば、労働基準法、児童福祉法上就業の除外例を認められないものであり、更に深夜業、超労働時間等、年少者に許るされない、基準法上の実質的違反が附随してゐることはいうまでもない。

なお少数ではあるが、これ等の業態において前借金と結びついて、児童に売春行為を行わしめてゐると想定されるものがあり、刑法、勅令九号（売春防止法）児童福祉法等の、単に法違反の問題にとどまらず、いわゆる人身売

買的要素を準んでいる。女子の雇用を業種別にみると、農家の子守が九名で一番多いが、満足に就学出来ない現状や、子守のほか、農事の手伝い、その他の家事労働に使用されることが多く、慣行的雇用の要素が強い。製造加工業における業務は、雑役、手伝い等、軽作業と見做されるが、就業先の規模は零細で、家内工業的なところが多いから、劣悪な労働条件上の問題が考えられる。

男子の場合には商店に就業するものが一二名で、最も多く、うち、店員及び店員見習が六名、商品の配達を専門に行う者が六名に分かれている。

次に農業の手伝い四名、技能習得のための徒弟的色彩の強いものが、料理飲食店の板前、コック等の見習に三名、左官業三名、パン、菓子の製造業に三名、その他の食品製造業に三名、漆器製造業に一名、建具店に一名、計一四名みられる。男子には、女子と比べ、製造工業、建設工業的業種にたつさわる者が多数みられるが、基準法では、これ等の業種に十五才未満の児童がたつさわることを、特殊接容関係業種と同様に有害であり、且つ、軽労働でないという見地から許していない。

現在の雇用先における就業期間の状況をみると、一番長いのは、左官業に就業している児童で、二年から三年を経ているものが二名おり、この業種の封建的な徒弟労働の存在を示めすものとみられる。

全体の一五%を占める、一年以上二年未満のものは、一般商店、農業に比較的多く、他は技能習得を必要とする食品製造業、漆器製造業、印刷業、料理飲食店の板前、コック等に限られている。

六カ月、乃至、一年未満のものが一番多く、三七名(二六%)を占め、各業種に平均して見られるところである。就業して三カ月未満のもの、及び、三月以上、六カ月未満のものが二四名おり、未だ就業の日が浅いから、復校、

通郷等の措置は、他の者に比し、効果は大なるものがあると期待され、特に、料理飲食店の女子二名については、児童性を損わないうちに、一刻も早い措置が要請される。

以上は実際の就業期間であるが、契約期間の定めのあるものは、五名のみ過ぎない。表面に出ない、内契約的なものもあると思われるが、前年の関東、甲信越地区の調査に比すると、その数は非常に少い。

五名のうち三名は農家に雇用され、そのうち、契約期間五カ月のものと、三年のものは女子で、子守である。四年、乃至、五年のものは男子で、下男の名目で農業の手伝いをするものである。契約期間五カ月の子守は、農繁期に雇用される臨時的なものと思われる。左官業にみられる一名の、五年の契約期間は長いが、技能習得に要する徒弟契約と見做される。芸者置屋における、芸妓見習の子の場合は、一人前になるまでとその期間は漠然としているが、一本となつても、引続き抱え芸妓として抱えられることが予想され、前借金が結びついている。

この五名のうち、芸妓見習の者を除いては、前借金の授受は認められない。しかし、何れの親元も家族が多く、口べらしの要因が何われ、その結果、長期の労働契約を結ばねばならぬ要が生じたものと思われる。

なお、雇用先と前借金の関係にあるものは、前項では、九名みられたから、長期労働契約の定めはなくとも、実質的には長期間を抱えられている児童がこれ以外にあるといえよう。

第31表 契約期間

業 種	契 約 期 間	名 数
計		5名
農 業	3年～5年 4カ～5月	1名
		1名
左 官	5年	1名
芸者置屋	一人前になるまで	1名

(2) 賃 金

賃金は、全体の五三%、即ち、五六名に対し現金支給がなされている。同じく現金支給ではあるが、給料として定つた

第32表 賃 金

内容別		計	賃の 金	実物給 与併給	小遣 の	小遣 と 実物 給与	実物給 与併給	なし	不明
就業した形態									
計		103	56	9	11	13	1	7	6
就業した形態	職出	66	39	6	7	8	—	3	3
	家養	2	1	—	—	—	1	—	—
	通学	17	4	2	2	4	—	4	1
	不明	1	—	—	1	—	—	—	—
	不明	17	12	—	1	2	—	—	2
比 率		100.0	54.3	8.7	10.7	12.7	1.0	6.8	5.8

形ではなく、小遣の小遣のみを支給されるもの、賃金と衣類、履物等の実物給与が併給されるもの、小遣と、実物給与とが併せて支給されるものが、夫々、一〇%前後みられる。実物給与のみのものが一名あり、現金、実物給与共に、全然支給のないものが七名いる。(第三二表)こゝでいう実物給与は、食事以外のものに限定しているから、全然給与のないものも、食事の点だけは心配はないが、それにしても前近代的な雇用方法であり、文字通りの「口べらし」就業である。従つて、就業の形態も、それ等七名のうち、四名が、「養育」となつていゝ。支給のないものゝ業種は、農業、商業における女中、雑役に使用されるもので、この場合、賃金と前借金との相殺がうかがわれる。

賃金のみが支給されるものについて、その賃金額をみると、二千元以上、三千円未満のものが一番多く、三九・二%、次いで、三千円以上、四千円未満のものが三三・二%、続いて、一千元以上、二千円未満、四千円以上、五千円未満のものが、各々、一六・一%を占める。

業種別にみて、料理飲食店に高額のものが多く、最高の、五千円以上のものも一名おり、年令に比しては高賃金である点からして、単なる給仕や、下働きではないことが予想される。

第33表 業種別支給賃金額 —賃金のみの場合—

業種別	支給額 計	円						不明	平均 支給額
		~999	1000 ? 1999	2000 ? 2999	3000 ? 3999	4000 ? 4999	5000~		
計	56	1	9	22	13	9	2	—	2,753
商 業	14	—	2	8	2	2	—	—	2,593
農 業	3	1	2	—	—	—	—	—	1,033
料理飲食店	6	—	—	—	4	1	1	—	3,833
一般家庭	3	—	1	1	1	—	—	—	2,333
紡織・縫製業	2	—	—	2	—	—	—	—	2,050
土石採取・土工業	3	—	1	—	—	1	1	—	3,433
食品製造業	2	—	2	—	—	—	—	—	1,800
菓子製造業	1	—	—	1	—	—	—	—	2,000
漆器製造業	3	—	—	2	—	1	—	—	3,183
クリーニング業	2	—	—	1	1	—	—	—	2,500
パチンコ店	2	—	—	—	1	1	—	—	3,750
印刷業	1	—	—	—	—	1	—	—	4,200
旅館	2	—	—	1	1	—	—	—	2,750
鑄造製造業	1	—	—	—	1	—	—	—	3,510
木藍加工業	1	—	—	—	1	—	—	—	3,000
漁 業	1	—	—	—	—	1	—	—	4,500
印刷製造業	1	—	—	1	—	—	—	—	2,000
鼻結製造業	1	—	1	—	—	—	—	—	1,300
手袋製造業	1	—	—	1	—	—	—	—	2,500
靴製造業	1	—	—	1	—	—	—	—	2,000
病院	1	—	—	—	1	—	—	—	3,000
修理業	1	—	—	1	—	—	—	—	2,000
演 芸 業	1	—	—	—	—	1	—	—	4,500
浴 場	1	—	—	1	—	—	—	—	2,000
不 明	1	—	—	1	—	—	—	—	2,500
比 率	100.0	1.8	16.1	39.2	23.2	16.1	3.6	—	—

低い方では、農家に雇用されるもので、三名のうち一名は、最低の千円未満、他の二名も、二千円を超えない。農産製造業の如き、家内工業的事業のものや、食品製造業等は、概して低い。全体の平均が二、七五三円である点からして、概して低い条件の下にある。(第三三表)

第三四表は、賃金と実物給与が併給される場合における、賃金の額と、実物給与の内容に併せて、小遣額の支給額を示したものであるが、小遣額と実物給与とが併給されるものも、加えて記載にしたものである。

実物給与と併せて、賃金を支給されるものは、九名で、金額は千円以上、三千円未満である。農業、料理飲食店、縫製、食品製造業、クリーニング業等に見られる。

小遣額は、最高千円どまりで、五百円未満のものが大部分である。

実物給与には衣類が筆頭で、履物、及び、日用品、身用品、学用品等が支給される。衣類、履物等の実物給与は毎月支給される訳ではなく、品物が消耗、破損した場合に限られるから、実物給与があるといつても不定期なもので、賃金としてみることはできない。従つて、極めて低い条件で雇用されているもので、特に、小遣のみのもの、小遣と実物給与を支給されるもの、及び現物給与のみのものは、全然給与の支給されないものと大差なく、この点からしても、不当雇用の一面を物語るものである。

盆暮時等に、臨時の給与を受けるものは、延数にして三九名あるが、このうち七名は、盆暮時にも賃金が出され、年功奉公等に見られる、いわゆる盆暮払が踏襲されている。

現金給与のものが一五名、そのうち半数までが、千円未満のもので、お金より品物で給与されるものが多く、二四名あり、洋服等を含めた衣類があてがわれている。(第三五表)

第34表 実物給与併給の場合の支給内容

業種別	支給内容	実物給与併給の場合				小 遣				
		計	円 ~999	1000 ? 1999	2000 ? 2999	計	円 ~100	円 ~200	円 ~300	円 ~500
	計	9	—	4	5	24	1	4	3	8
商 業		—	—	—	—	4	1	—	—	1
長 業		2	—	1	1	5	—	2	—	3
料 理 飲 食 店		2	—	2	—	1	—	—	—	—
一 般 家 庭		—	—	—	—	1	—	1	—	—
紡 織 ・ 縫 製 業		1	—	—	1	2	—	—	—	1
土 石 採 取 ・ 土 工		—	—	—	—	1	—	—	—	1
薬 左 官 業		—	—	—	—	3	—	—	1	1
食 品 製 造 業		1	—	—	1	—	—	—	—	—
製 菓 業		1	—	—	1	1	—	—	1	—
タリーニング業		1	—	—	1	—	—	—	—	—
印 刷 業		—	—	—	—	1	—	—	—	—
裁 縫 業		—	—	—	—	2	—	1	—	—
玉 突 業		—	—	—	—	1	—	—	—	1
精 米 業		1	—	1	—	—	—	—	—	—
建 具 屋		—	—	—	—	1	—	—	—	—
木 明		—	—	—	—	1	—	—	1	—

(平均支給額1,790円)

(平均支給額497円)

第35表 臨時に支給されるもの (盆暮時のみに支給されるものも含む)

支給内容	賞 金					実 物 給 与						
	計	~1000円	~2000円	~3000円	~4000円	~5000円	計	洋服	衣類	靴 下駄	酒 映 入 場 券	その 他
実 数	15	7	3	3	1	1	24	5	14	2	2	1

第36表 家庭への送金

金 額	計	~499円	500 ? 999	1000 ? 1999	2000 ? 2999	3000 ? 3999	4000~	不定	不明	平 均 送 金 額
実 数	49	4	4	15	8	2	4	1	11	1,782

[上記の他、年(2回)12,000円1件、年(1回)2,000円1件あり]

第38表 始業終業時刻

終業	始業	計	5時以前	～6	～7	～8	～9	～12	不明	比率
計		103	9	10	16	31	10	5	22	100.0
3時以前		4	1	—	2	1	—	—	—	3.9
～5		22	1	1	1	17	1	1	—	21.3
～6		8	—	—	4	3	—	1	—	7.8
～7		4	—	1	2	—	1	—	—	3.9
～8		8	2	2	2	—	2	—	—	7.8
～9		10	1	2	2	5	—	—	—	9.7
～10		14	4	3	1	1	4	1	—	13.6
～12		9	—	1	1	4	2	1	—	8.7
～午前2時		1	—	—	—	—	—	1	—	1.0
不明		23	—	—	1	—	—	—	22	22.3
比率		100.0	8.7	9.7	15.6	30.2	9.7	4.8	21.3	

いが、始業が午前五時以前で、終業が午後一〇時までになるものや、終業が午後二時を廻るものが相当数ある。これは接客関係の業種に多いが、なかには午前二時に至るものが一名いる。(第三八表)

休憩時間が一時間以上あるものが三一名で、全体の三〇・一%を占めるが、休憩時間が不確定なものも数も二七名あり、同数近くを占めている。不明なものが三三名(三二%)みられるが、不確定なものと同視してよいと思われる。従つて、休憩時間が定まつていないもの、日によつて異なるものも数は、一〇三名中六〇名いることになる。又全然休憩時間が与えられないものが商店に三名、料理飲食店に四名、漁業に一名、計八名あり、注目される。

休日は月二回のもものが一番多く、二八名(二七・二%)。週一回の週休が与えられているものも、一五名(一四・五%)みられるが、休日が不確定のもの、不明と答えるものを合つすると、三〇名(二九・一%)あり、なお無休のものが一名もあつて、一〇・八%を占め、業種別には旅館、芸者置屋、土石採

取業、左官業、商店、農業に休日を与えられないものがみられる。労働基準法は、純然たる家事使用人である女中、子守等については適用がなく、又、農業、漁業の事業に対しては、労働時間、休憩、休日に関する規定の適用はないが、女中、子守であつても、家事以外の業務に使用すれば適用があり、その就業の如何を問わず、以上の如き不当な労働時間、休日、休憩の態様は許されるものではない。農業、漁業の業種にあつても、法規の適用の有無を離れて、児童の健康、福祉上認められるべきものではない。

(4) 宿舍の状況

住込者七四名のうち、五八名が事業主と同じ棟に起居するもので、住込労働に随伴する心身の拘束、不規律な労働が予測される。

事業主と別棟に住むものは九名のみである。(第四〇表)

居室の状況は、第四一表に示めすとおり、六畳で三人というのが最も多く、以下六畳に二人、四畳半に二人の順になつてゐる。六畳に六人、六畳に五人、二畳に三人というものもみられる。同室人数では、二人のものが一番多く、次いで、一人のみのもの、三人のもの、四人のものの順になつてゐる。最多数の同室人員では、一〇名以上のものが三件みられる。

畳数では六畳が二二件、四畳半が一一件であるが、不明のものが一四件もあり、日によつて部屋が変わるといふことが考えられる。(第四一表)面会、外出、通信その他私生活上における干渉状態は、把握することができなかったが、調査員が赴いた時の状況からして、接客業関係においては、面会、外出が制限されているという事実が、容易に推定できるものがあつた。

第39表 休憩時間と休日

業種	区分	休憩時間					なし	計	週1回以上	月1回
		計	1時間未満	1時間以上	不確定	不明				
計		103	4	31	27	33	8	103	15	6
商	業	22	—	4	7	8	3	22	3	2
材	店	13	—	4	2	7	—	13	1	1
科	業	11	—	2	2	3	4	11	1	1
一	理	5	—	—	2	3	—	5	1	—
括	飲	5	1	2	1	1	—	5	1	1
十	食	4	—	2	1	1	—	4	—	1
業	家	3	—	—	2	1	—	3	—	—
左	製	3	—	1	—	2	—	3	—	—
食	土	3	—	1	—	1	—	3	1	—
業	工	3	1	1	—	1	—	3	—	—
法	業	3	—	3	—	—	—	3	2	—
タ	業	3	2	—	—	1	—	3	—	—
バ	店	2	—	1	—	1	—	2	—	—
印	業	2	—	2	—	—	—	2	2	—
旅	館	2	—	2	—	—	—	2	—	—
芸	屋	2	—	—	2	—	—	2	—	—
玉	業	1	—	—	—	1	—	1	—	—
煙	業	1	—	1	—	—	—	1	—	—
水	工	1	—	1	—	—	—	1	—	—
鉢	商	1	—	—	1	—	—	1	—	—
精	業	1	—	—	—	1	—	1	—	—
漁	業	1	—	—	—	—	1	1	—	—
田	業	1	—	1	—	—	—	1	—	—
鼻	店	1	—	—	1	—	—	1	—	—
手	店	1	—	1	—	—	—	1	1	—
材	店	1	—	—	1	—	—	1	—	—
建	業	1	—	—	1	—	—	1	—	—
靴	業	1	—	—	1	—	—	1	—	—
柄	業	1	—	—	1	—	—	1	1	—
修	業	1	—	—	1	—	—	1	1	—
塗	業	1	—	1	—	—	—	1	—	—
浴	明	1	—	1	—	—	—	1	—	—
不		3	—	1	—	2	—	3	—	—
比	率	100.0	3.9	30.1	26.2	32.0	7.8	100.0	14.5	5.8

第41表 居室の畳数

畳数	同居人員											
	計	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上	不明
計	74	10	13	11	8	5	4	3	2	1	3	14
2 畳	5	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—
3 畳	4	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
4.5(含4)畳	11	2	4	1	2	1	1	—	—	—	—	—
5 畳	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
6 畳	22	2	6	7	2	3	2	—	—	—	—	—
8 畳	6	—	1	1	1	1	1	—	—	—	—	1
10 畳以上	11	—	—	—	2	—	—	3	2	1	3	—
不明	14	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13

第42表 業務内容について

区 分	計	住込	通勤	比率
計	103	74	29	100.0
つらい	15	11	4	14.5
つらくない	60	50	10	58.2
不明	28	13	15	27.3

第43表 現在の生活に対して

区 分	計	住込	通勤	比率
計	103	74	29	100.0
満足している	70	53	17	68.0
不満である	7	7	—	6.8
不明	26	14	12	25.2

第44表 帰郷希望の有無

区 分	計	男	女	比率
計	74	35	39	100.0
あり	9	2	7	12.0
なし	58	27	31	78.5
不明	7	6	1	9.5

が、このことは、第四四表をみれば
 的においても精神的にもひいては労働の面
 主観として、現在の方が良く、物質
 親元における生活よりも、児童の
 く、通勤者にはみられない。結局、
 不満を持つものは僅か七名しか
 占め、注目に値する。
 べるものが七〇名で、六八・〇%を

判然と首肯出来るもので、住込者について帰郷帰宅の希望をたづねるに、帰郷することを望まないものが七八・五％、五八名もみられる。現在の生活に不満であるが、帰郷したくないというものも、極く少数みられるが、大半は現在の生活に満足しており、親元に帰えることを望まない。親元に帰ることを希望するものは九名で、女子が殆んどであつて、接客業の女中、商店の女中が多く、その実態を伺われるが、農業、紡織関係にも少数の希望者がいる。しかし料飲店の女給、芸者置屋の芸妓見習には全然希望するものがない。

5 調査結果に現れた問題点

本調査は、前回の不当雇用の弊を拡大し、対象を在籍学童に限定したことは、前述のとおりであるが、その結果、前回の調査よりも該当児童数は増加したが、いわゆる人身売買と見做されるケースのものは、僅少しか認められない。しかしこの反面、最も重視すべき、自県外に雇用されたものの中に、雇用先不明なものが相当数あり、調査を通じて、相応の措置、或は啓発指導を遂行できなかったことは遺憾なことである。又、把握された不当雇用児童は、現在の状態においては、著るしい反福祉性を伴うものが少いが、それぞれについて、不当の要素を帯びるものであり、更に劣悪な環境、状態に転落する危険性を孕むものであるから、業種は許るべきではない。以下これ等の調査結果に現れた問題点、防止上の隘路等に関し、要約する。

(一) この調査は、学校における長欠児童を端緒とした訳であるが、病気等の事由を除けば、長欠児童には、必ず問題が潜在することが自明のことであるに拘らず、その就学措置が放置されているように思われる。

学籍上、在学していることになつていても、無届で、学校を中退のまゝ就業し、雇用先を知らせないもの、一家の離散や、転出で、居所不明のもの、児童の家出で親にも住所がわからないもの等、実態把握が困難で、学校とし

て拱手せざるを得ないものが見受られるが、平素、児童の性行や、家庭の実情を完全に把握し、家庭訪問等により親元の啓発指導に努力し、更に生活保護法の適用等について、関係機関、民生委員に連絡を計る等、学校当局、担任教師の熱意と、平素の愛情ある指導があれば、この段階において、不当雇用防止の効果が期待できるものと考えられる。

(四) 児童の家庭は、義務教育すら完全に終らせることができない、貧困の状況にあり、この経済的事情が、不当雇用化に導びく、決定的な要因となつてゐることは、調査の結果明らかであるが、このことは、我が国の産業構造、経済地帯の事情に由来するものであり、同時に、経済政策の問題でもあつて、今直ちに、改良、向上を望むべくもないが、底をついた貧困状態にあるものが、多数認められるに拘らず、生活保護法の適用世帯が少なく、更に、適用世帯であつても、その扶助料がこれ等多子家族であることに比較して少額である。

一方、親が子供を手離すとき、前以て、民生委員に相談してゐるものがなく、又、事後の問題についても同様である。このことは、生活保護法の運用が、十分、且つ、慎重に考慮されねばならないとともに、民生委員制度すら知らない、親元に対する、地区民生委員、(児童委員) 社会福祉司等の啓発、指導についての活躍が切望され、併せて、当該制度、施設の拡充、強化、及び予算の裏付けが痛感される。

(五) 貧困の問題に關して、児童を不当雇用に追いやる、もう一つ大きな要因は、家庭の複雑性であり、親元の愛情の欠如である。更に、義務教育に対する無理解も認められる。

日々の生活難に追い立てられ、子供を顧りみる余裕がない親、継父、継母、連子等の立場からくる家庭の不和、両親又は、片親を欠く場合とか、親の不身持、精神的肉体的な欠陥によつて、愛情を得られないもの、若しくは、

虐待を受けるもの、或は、封建性に由来する、子を所有物視する親の考え方等が、それぞれ不当な結果を招いている。これ等の親（保護者）のない児童、親（保護者）に監護させることが不相当と認められるものについては、児童福祉法に定める、里親制度が存在し、児童の養育を希望する適当と認められる者によつて、愛情ある、適正な養育を受けることも出来るのであるから学校、民生委員等が、児童関係機関と協力して、児童の福祉を計ることが、不当雇用防止の上において、強よく要請される。

例 最後に、既に不当雇用下にある児童に対する事後措置の問題であるが、調査結果にみられるとおり、児童の六八%が雇用先の業務を肯定しており、七八・五%が就業先の生活に満足し、親元に帰えりたくないと述べていることは、子供は家にいるときよりも優遇されており、愛情にも或程度満たされていることがいえる。料理飲食店、待合、芸者置屋及び娯楽場というような接客業種等で、児童の福祉に基だしく反するものは、即刻、離業さすべきはいうまでもないが、たとえば、農業、一般商店等に雇用される児童については、それを切り離して、無理に親元に連れ戻しても、問題は解決されない。労働基準監督署や警察等に連絡して、司法処分を以て親を罰したり、使用者を罰したりすることも、問題の解決としては妥当な手段である。児童の就業に際して、中間に介入して利益を収めているものや、ひどい使い方をしている事業主があれば、その様な措置も必要となるが、親元の家庭が貧困であり、複雑であり、愛情にも恵れぬものであつて児童が雇用先の生活に満足して、親元に帰えることを嫌らい、労働条件もそう悪くないものであれば、現下の社会的、経済的実状からしても、雇用先に児童を置く方が、本人にとつて幸福であると考えられる。その際に、たとえば長期労働契約が結ばれているならば、一年以内の契約に改めさせ、前借金があれば、賃金と相殺することをなくして、年賦等の方法を以て、子供が一旦貰つた賃金から返済

させる。更に、基準法の使用許可の手續をとらしめる。養育的要素が多分に認められる雇用であつて、事業主が信用できるものならば、児童関係機関と連絡をとり、児童福祉法に基づき、里親制度に切替えさせる等、児童が雇用先においても、就学することができるよう措置することが、親元に帰えすよりも現状に即した妥当な方法であると考えられる。若し、雇用先が児童を一刻もとどめ置くことのできない業態であつたり、悪質な事業主であるならば、直ちに、事業主と話し合い、親元に連れ戻して、児童の福祉、健康に有害でない、軽易な、最低年令児童が就業出来る職場を、職業安定所と、連絡をとつて、探してやるべきであり、親元が或る程度の生活扶助料があれば児童を就業させなくとも、生計が建てられる状態であるならば、生活保護法適用の手續きを講じてやると共に、その子供を所有物視する考え方や、慣行的風習の打破について、指導啓発を行い、児童をして学業に専念させるよう仕向けることが切望される。これらの措置は、その能力と人格によつては、単独でなし得ることも可能であるが、すべての関係機関の協力により、個々のケースに即応した判断と、努力の結集に俟つところが大である。

Ⅱ 事例と措置

一、類型別事例

この実態調査は、調査要領や、調査経過において述べた如く、いわゆる人身売買を中心とする不当雇用の実態の把握に努めたものである。そのため、典型的な、いわゆる人身売買に該当するものはごく少数に過ぎず、他の多くはそれ以前の状態に止つてゐるものではあるが、それ故に、一歩誤れば何時転落するかも知れない危い状態のもとにあるものとして、種々、重要な示唆を我々に与えてゐるものが多い。

従つて、以下雇用先調査まで行なわれたもののうち、調査票未回収の四名を除いた一四九名について、次のような段階に分類し、各類型別に事例をあげ、これらの実態に触れることとする。

- 1 不当雇用（いわゆる人身売買）に該当するもの 七件
- 2 不当雇用の場におかれてゐると推定されるもの 二件
- 3 学校教育法、児童福祉法、労働基準法等の關係法規に違反して、不当に雇用されているもの 一一四件
- 4 その他のもの（養育、非該当、及び雇用先調査の結果、既に帰宅して不当に雇用されていないもの） 二六件
- 1 不当雇用（いわゆる人身売買）に該当するもの

事例 (一)

T・N	氏名	15才	年齢	女	性別	芸務内容	前借金	33,000円	契約期間	一人前に なる迄に	仲介人 43才 仲居(女)	勤 務	修学状況	岡山 兵一 車	出身地 受入地	備 考
				見習		芸					43才 仲居(女)	学困、 学校ミ	中学一年 一学期迄			生活保護法適用あり

T子の家庭は、病氣療養中の父母と小学生の妹の四人家族で、生活扶助及び教育扶助の月約三、〇〇〇円と、T子が山より採取する製紙材料の売上げ(一日二―三百円)及び、医療全額扶助のみがこの一家を支えている状況である。従つて、家庭の貧困を補うためにT子は在学中もかく欠席勝ちであつたが、重なる借金の返済、療養費、生活費に充当するため、前記仲居のあつ旋により、前借金三万三千元を受取つて、芸妓置屋に見習として入つたものである。

親元調査の始めではこの事実をかくし、製綱会社へ就職していることであつたが、調査が進むにつれてこの間の事情が明らかにされ、直ちに雇用先調査が行なわれた。雇主の供述によると、T子は朝七朝の起床から、夜十時の就寝まで専ら芸を修業し、給手は与えられないが、月一回は映画をみるための小遣いを与えられ、盆、正月は汽車賃、小遣いをもらつて帰郷する。又、居室は三疊の一室を与えられて自由である。座敷には出ず、売いんの事実はないとのことであつた。

婦人少年室より連絡によりの、出身、受入両地における警察、労働、児童の各関係機関は夫々行政措置について乗り出し、その結果、児童は一先ず出身地の民生機関により引取られたが、親元の実情と、本人の学校嫌いからみて、

親以外の遺言なところでは保護補導する措置がとられることとなつた。

また雇主に對しては、警察より嚴重な説諭、訓戒が与えられ、更に仲介人に對しても、仲介料を受取つていないまでも、児童をあつ旋した行為について同様嚴重しく訓戒が与えられた。

事例 (二)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	修学状況	出身地	備考
T・T	15才	女	子守 家事手伝	50,000円	なし	親と雇主 の直接話 合によ	貧困	小学五年 まで	徳島	生活保護法適用 なしへ申請した ことなし

T子の父は農業兼川魚業を生業として六人の家族を扶養していたが、耕作農地が塩害地のため年収は減額し、逐次農地を手離して現在では川魚業のみを専業とするようになった。

このため家計は逼迫し、学費の支出も困難となつたため、T子は漸次通学を怠りがちとなり、小学校五年以後は近隣の子守、手伝い等に就労し、その兄も又住込就業のため親を離れた。T子の現在の就業先は同一市内であるため、親と雇主とが直接知合つており、家計を助けるために本人も親の云う儘に従つたと述べている。就労期間については特に定めていないが、一年前に居宅の建設費名目で、雇主より父親へ二万円の借金が支給されており、月々一、五〇〇円の給付もT子の関与しないまま、直接親元へ支払われていることになつていたので、これがT子の就労と相殺にされ、将来の希望もなく、長期間就業させられるおそれが多い。

業務は午前八時頃より、午後九時頃まで、子守と家事手伝いに従事し、休日は年に三日程度のみで、年一回若干の現物給付がある。

事例 (三)

氏名	U・O
年齢	15才
性別	女
業務内容	商店 女中
前借金	25,000円
契約期間	なし
仲介人	本人の従 姉妹(年 令不詳) 職業
動機	貧困
修学状況	小学校の み
出身地	広島 山口
備考	生活保護法適用 あり

U子の実父は生死不明で、病弱な母はU子をつれ竹細工職人である現在の養父に嫁した。

養父は月収僅か七、八、〇〇〇円で、一家四人の生活扶助、医療扶助を受けているにもかかわらず大酒し、ために多額の借金を負った。この返済の犠牲としてU子は、小学校修了のみで今の雇用先に女中として働きに出されたもので、親元調査では就業時に二〇、〇〇〇円を借りたのみ回答しているが、雇用先調査ではその三年後に二五、〇〇〇円を貸したと答えているので、前借金毎にU子の就労期間が延長されているものとみられる。U子の実母は只前借金を受取りにいくのみで、実子の就労については全く無知、無関心であり、他方、U子の就業に介在した従姉妹が再び他へ斡旋する気配もみられる等、全く親の私有物観を如実に示したものととして、婦人少年室や協助力員はU子を啓発すると共に、今後の動向を厳重に見守りつゝある。

事例 (四)

氏名	H・T
年齢	15才
性別	男
業務内容	漁船 飯炊き
前借金	15,000円
契約期間	なし
仲介人	なし
動機	貧困 虐待 校嫌
修学状況	中学一年 迄
出身地	山口 山口
備考	生活保護法適用 なし(申請した ことあり)

Hの父母は死亡し、祖母はHを連れて養(義)祖父に嫁した。養(義)祖父及びその長男は漁夫、長男の嫁は日雇に従事しているが、合わせて一三、〇〇〇円の収入で八人の大家族の生計は苦しく、加えて複雑な家族構成からHは邪魔物扱いにされ、本人の学校嫌いも手伝って、沿岸漁業小型手操船の飯炊きとして雇われた。なお一度は祖父方でもHのみの生活扶助について申請した模様であるが、祖父に扶養能力があるとして適用を受けられなかった。

Hの就業は漁期中夜間に出て夜間に帰る毎日が続けられ、しげか、漁期明け以外に休みはなく、漁獲高によって歩合給が支給されるが、雇主から親元へ直接支払われ、Hはその中から僅かの小遣給をもらうのみである。前借金一五、〇〇〇円は不漁等を理由として歩合金の滞払、切下げが行なわれるため割前分として受取つたことになっているが、このように働いてもなおHは、祖母の連れ孫として常に日陰者の立場に置かれ、勝手に遊ぶことも許されないと本人はそのつらさを調査員に訴えている。

事例(五)

T・T	氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	修学状況	出身地	備考
17才			女	行商	45,000円	なし	叔父 34才	貧困	中学一年 一学期迄	愛媛一 北海道 方面	備 生活保護法適用 あり

父は四年前に死亡し、母は右眼失明、左眼弱視、難聴、右手指不自由の身体障害者で労働不能であり、働き手である兄は結核のため入院中、異母姉二人は居所すら不明で、他に弟妹二人がいるという全く逆境にあるTの家庭では口べらしのため、末子を叔母と養子縁組させ、一か月三、〇〇〇円未満の生活扶助によって辛うじて生活してい

る状態におかれている。従つて生活の負担は、全てTにかかり、Tは中学一年の夏休み以後長欠して、国内各地を集團行商に加わり、或いは単独で各種商品を売歩いてゐるが、商売不振のため、商品仕入時の前借金はかえつて累加するのみであり、その他多額の商品の食べこみ等、今後その返済の見通しも立たないという状況である。親元調査の行なわれた時もTは、北海道方面へ出向いたまま音信不通であり、母親は予定されている十カ月後でなければ帰れないであろうとあきらめており、雇用先調査も不可能であつた。

2 不当雇用の場におかれていると推定されるもの

事例

S・I	氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	勤 續	修学状況	出身地	備 考
15才			女	売春婦 の疑い	不明	不明	叔父(推 定) 15才 農業師	叔父の 勤続の 疑い	小学校の み	鳥取 大取	生活保護法の適 用あり

父母の死後Sと妹弟等三人は農業を営む叔父方に引取られた。遺産として田二反、家敷が残され、且つ叔父方の生活も民生委員等の社会的地位にあつて困窮してゐないにもかかわらず、職権を利用しS姉妹の生活扶助料を手盛りしてゐた。又、叔父は今春家裁に後見人の申請をなし、S姉妹の遺産を売るべく画策したが、家裁では保留中である。Sは現在中学校一年に在籍してゐるが、小学校當時も殆んど出席せず、叔父は技能修得のため娘の住込んでゐる製鞋店に就職させたと申立ててゐるもの、雇用先調査によれば、叔父がSを郷里へ呼び返すまでの最近數か月間のみ、叔父の娘をたよつて滞在し、何かしかの手伝いをしてゐたもので、それ以前より在阪してゐた模様であるとのことであつた。

事件の表面化と共に叔父は急死Sを引寄せ、本人と共に児童相談所に出頭したが、権力弁解につとめ、長欠して知能も低下し、勉学意欲もないから現状のまま、働かせることを希望し、他方Sも知能テストに対し故意に知らぬ、判らぬと述べている節がみられる。然しSの容姿態度その他、調査が進むにつれて売春婦の模様が濃く、児童相談所、家庭裁判所、婦人少年室では協力して真相の把握と解決に当たっている。

3 学校教育法、児童福祉法、労働基準法等の関係法規に違反して、不当に雇用されているもの

事例 (一)

N・S	氏名	年令	性別	業務内容	契約期間	仲介人	動機	修学状況	出身地	備	考
	15才		男	青果店 運搬夫	なし	なし	貧困	小学校のみ	広一 広一 広一		生活保護法適用なし(申請したことなし)

Nの父は死亡し、二人の兄があるが、うち一人は失業して保険金の給付をうけており、他の潜水夫の兄はやや智能が低く、何れも一家の柱となり得ないでいる。従つて生計は、売春婦をしている二人の姉よりの月々八、〇〇〇円の送金と、若しくは前借金によつて支えられている様子であるが、前借金の無心にはNが行かされていたとのことである。

たまたまNは、中学入学直前に皮膚炎にかかり、治療のために長欠した。然し、治療後も、教育に対して無知、無理解な母親により、引続いて借金のあつた近所の商店に働らきに出されたが、借金の穴埋めのただ働きに嫌気をさし、現在の青果店に移つて手取り四、五〇〇円を得ている。しかもなおその殆んどは母親へ渡しており、学校側

の再三の就学奨励に対しても母親は、子供が働らせるようになれば利用するのは当りまゑと放言している有様で、Nの姉達が売春婦をしていることも考へ合わせて、Nの妹の将来も案ぜられる。

事例(二)

K・S	氏名	年齢	性別	業務内容	契約期間	仲介人	勤機	修学状況	出身地 受入地	備考
14才		男	近海小型 漁船助手	なし	なし	なし	地方債 行の無 理	中学一年	島根 島根	生活保護法の適用なし (申請したことなし)

八人家族ではあるが、父と兄は大型漁船の漁夫、母は魚箱製造の賃仕事に就いて、経済的には比較的恵まれた状態にある。

然し漁業でたつこの地方では、漁夫の子は早くより乗船させて教えこむ慣習があり、一漁期で相当額の収入にもなるため、特に学校成績の思わしくない者については当然のこととさへされている。Kの兄も小学校卒業のみで就業しているが、親兄弟の就労した家の中には幼い弟妹ばかりが全く放任されており、しけ時は親達が遊樂に打ち過ぎていてという環境の中では、児童の福祉、保護育成等は思いもよらないことといえよう。

教育委員会、児童相談所、地区児童委員、担任教師等各関係者は夫々の立場からこれまでも該地区に対して種々の手を打つてはいるものの、親達の因襲、無理解は根強よく、徒勞の感を思わしめるものがあるということで、特にKの担任教師は、家庭訪問によつて父親から暴行を受けた事実さえあるほどである。

4 その他のもの

この分類に属するものは、調査の結果不当雇用されていない非該当のもの、或いは、一時就職したことがあるが現在では不当雇用されていないもの等で、本来は本調査から除外されるものであるが、これらの中にもその家庭環境、経済状態、意識等において前掲の事例に類似し、将来不当雇用の場におかれるおそれの懸念されるものも少くない。

事例

氏名	K・M
年齢	14才
性別	男
業務内容	アイスキャンデー売り子
契約期間	夏期 一、二、三カ月
仲介人	なし
動機	叔父のすすめによる
修学状況	中学一年迄
出身地 受入地	鳥取 鳥取
備考	生活保護法適用なし、遺族年金受給

父は戦死し、母も病死したため叔父方に養育のため引取られたが、父親の遺族年金が給付されている。叔父夫婦は自らが怠惰であるにかかわらずKを農耕、耕制り等に使用し、特に中学二年以後は、長欠させて家業の農業に従事させていたが、夏期アイスキャンデー売りが一日二五〇円の現金収入があるため、Kにすゝめて数か月間これに従事させていたものである。Kも長期間の欠席から友人等に劣等感をもち、学校嫌いとなっていたが、児童委員、民生委員、協助力等関係機関係員による叔父夫婦に対する啓発措置と、暖かい激励にはげまされて復校した。

二、措置

調査対象となつた年少者のなかには、直ちに具体的な措置を要するものを始めとして、現状維持のまま労働条件その他について改善指導を要するものまで、いろいろその処置を必要とするものが浮び上つてきている。このことがまた本調査の趣旨でもあるため、調査を行なつた婦人少年室を中心として、各関係機関の協力により真に児童の

福祉に即した措置がとられつゝあり、その一端については既に事例においてもふれたが、現在迄に報告されたものは次のとおりである。

1 不当雇用に該当するものに対する措置

本調査が端緒になり、関係機関が協力して調査が継続されているものが多いが、現在迄に不当雇用の解消されたものは、前掲事例1の(一)一件である。

2 不当雇用の疑いあるものに対する措置

調査によつては真相を究明することが不可能であつたが、不当雇用の行なわれているのではないかという疑いが濃いと思われるものについての措置は、年少者が行方不明の場合は警察に調査依頼中であり、又、年少者が親元に帰つてゐる場合には、前掲事例2、の如く、真相の把握と年少者の補導措置がとられつゝある。

3 関係法規に違反して不当に雇用されているものに対する措置

この分類に属するものが最も多く、従つてその保護是正措置も事例に応じて各様であるが、区分すると次の通りであり、以下に二、三の事例をあげる。

(1) 現状のまま労働条件の是正されたもの

三件

(2) 行政機関による解雇措置もしくは調査が端緒となり退職したものの

一二件

(3) 親元へ帰郷させたもの

八件

(4) 復校措置若しくは就学奨励の行なわれつゝあるもの

二四件

(5) その他

一二三件

(生活扶助、教育扶助費等の給付されたもの、若しくは手続中のもの、及び現状のまま保護観察、指導、勸告の行なわれつゝあるもの等)

事例 (一)

氏名	H・N	年齢	14才	性別	男	業務内容	木馬引き	備	考
							生活保護法適用なし (申請したことなし)		

父は死亡し、母が木馬引きをしてH等三人の弟妹を扶養していたが、病に臥したため、母に代つて二年前より就業していたものである。

調査過程において関係機関の協力により、木馬引きをやめさせて親元に帰し、一家のくらしが立てば学校にも行きたい」というHの希望に沿い、生活保護法の適用を受けるべく手続中であり、通学を開始した。

事例 (二)

氏名	S・A	年齢	14才	性別	男	業務内容	牛肉店 店員	備	考
							生活保護法適用なし (申請したことなし)		

土方をしていた父は最近神経痛を患つて労働困難となり、継母が魚の行商でしのいでいるが、貧困と、継母との折合いが悪いため、S及びSの兄は家を出て就労している。

Sは牛肉店で早朝より閉店まで休憩も休日もなく働らぎ、賃金も支給されていない。

婦人少年室は、福祉事務所、児童相談所、学校、監督署等と度々連絡協議したが、Sは一月後に満十五才に達し、その家庭環境もSにとって好ましいものでないため、現状を勘案した結果、就業させることとなり、監督署、婦人少年室より事業主に対して、待遇改善についての勧奨が行なわれた。幸い事業主もその非をさとり、今後なお指導を要するが、労働条件、給与等は漸次改められつつある。

附

錄

一、調査担当者の体験記

親元調査若しくは雇用先調査の担当者は、諸種の困難にも拘らず非常な熱意をもつてこれに当つた。調査の実施途上において得られた貴重な体験、及び問題の所在に関する所見等を掲げて参考にした。

1、鳥取婦人少年室

日本海から吹きつける西北の季節風が思い出したように霰や小雪を混えて斜に通り過ぎてゆく。雪どけのぬかるみ道を海辺に近く、教えられるまゝに探し訪ねたのが、せんべい製菓業というYさんの住いであり、そこに雇われている年少者M君の就業先でもあつた。前もつて監督署で適用事業場の届が出ていないことを確かめていたが、あくびをしているように傾きかけたありふれた長屋。しかも階下を間借りしているという、事業場とは名ばかりの有様に少々おどろいた。入口のガラス戸を入つたところに横に長く一坪余の土間があり、それに続く六畳間にかけてブリキの一斗缶が高く積み重ねられ、中古の重荷用自転車が一台。

声をかけると隅にかゝつた梯子段からかけ下りて来たのは女家主であつたが、何かを直視したのか、次の間へ姿を消したまゝ出て来ず、すゝけた障子に黄色い電灯が二、三の人影をうつしているのをじつとみつめて我慢強く待つた。やゝあつて、「主人は郷里へ金の工面に帰えつておりますので」とまだ三十には届かない奥さんがさも済まなさそうに丁寧な言動であらわれた。婦人少年室が税金とりと間違えられたらしいが訪問の目的を納得すると、間

うがまゝに素直に回答してくれ、その内容も信頼出来ると思えた。入れ替つて奥でせんべいを焼いていたというM君が、ニコニコしながら出て来た。ペコンとおじぎをすると長くのぼした髪がヒタイにかゝり、それを右手でかきあげる仕種は、一人前の青年のようでありながら白いきれいな歯をみせて笑う口もとには少年のあとけなで溢れていた。「どうして学校を中退したの」こう始まつて現在の労働条件将来への希望、考えなど話してもらつたが就職の動機、労働条件等に関しては雇用主の供述と何の相違もなく、特に前借金、周旋人等については全然問題はなかつたが、この少年の将来には多くのものを考えさせられた。

Mは学校の成績は中位でありながら、貧困を土台に愛情も理解もない無知な家庭から学校嫌いとなり、近所にあつたこのせんべい屋に手伝いにいつたのがきつかけとなつて、学ぶことより金儲けの楽しみが家計の足しにもなるという誇りと共に次第に強くなつていつた。

昨年四月雇用主が事業不振の打解を未知の地、この山陰に求めて一家を挙げて引移つた際、自分からすゝんでこの家族と行動を共にし、生れ故郷を、生家を、父親を（母はいない）何の未練もなく捨て、むしろ別離はほのぼのとしたものがあつたという。このお正月にはじめて帰郷し六日間父親と起居を共にしたがどうにもこちらがよいので、来年からはもう帰らないと、何の感傷もない。このことについて「母親のない家庭のうつろさ、他人でもない精神的な温いよりどころがほしいのでしようね」と奥さんは言つていたが、「僕はこの家の方が気持が落着きます。なくなつたお母さんも、お父さんの顔も浮びません」という言葉がはつきり裏づけていた。毎朝七時頃起床、早速せんべいぎにかゝり、途中朝食をすつと焼くという、別に休憩時間、労働時間の定めもないかわりにノルマもない。日によつて午後から自転車で配達に出かけたり、夕方頃から出かけることもあつて、大抵七時頃まで

は働くというが別に疲れないと、当り前になつてゐる。表の六畳間を与えられ仕事が終わると、毎晩マンガを主として少年雑誌をよみ、休日（月二日）にはたまに映画をみて楽しむというこの少年は「学校へなど行きたくありません」「将来せんべい屋としてすすむ意志もなく、他の方針も考えていませんがもつと大きくなつたら考えます」と至極あつさりいつてのけ、につこりする。向学心もなくはつきりした希望、考えも持つていないが、それでいて始終ニコ／＼してゐる、十五才という年令を改めてみなおした。

食事付二、〇〇〇円の給料中一、〇〇〇円は貯金し、あとを衣類小遣に当てゝゐる。完全に経済的に独立してゐる誇が、精神的にも未発達なこの少年を一層アンバランスにしてゐるよう思えた。

雇用主に労働時間についての配慮及び生活上の指導、一身上の相談相手等、重ねて依頼したが、四、〇〇〇円の家賃と原料のメリケン粉の現金買いに苦慮してゐる賃しい雇用主に「思いやり」以上に何が望めるだらうかと暗い気持ちになつた。

最後に「義務教育未終了者を使用することの違法は知らず、むしろ人助けと思つていた」と雇用主の無知から来た誤つた人道主義と、又就学の義務を怠つてゐる父親とを考へあわせて、いかに学校教育法に規定されようと、法にうとい大衆には空手形であり、一方法のみでは解決されない問題が山積してゐて、この少年の前途も決して明るく約束されてはいない事を痛感させられた。

「困つたことがあれば何時でも相談にいらつしやい」と繰返し繰返し少年にいいながら、たそがれの戸外へ出たものの、気持は何時までも重く、長欠の根源をたち切る方途で頭が一杯になつてゐた。

2、大阪婦人少年室協助力員

寒雨が霜を濡らす二月末、年少者の雇用先M商店の自宅を訪問した。商店街を右に折れ左に曲りやつと探し当たのは疑跡に建つ新築家屋である。親元調査表に本人が「特殊学校へ通学する不具者のお伴をしている」とかかれていますため在宅時をねらつて天候の悪い、寒さの厳しい夕飯時に訪れたが、邸内には放し飼ひの猛犬がけたましましはえたてゝなかく、玄関に近づけず、呼び鈴も見つからない。やつとの思いで玄関を訪れた。

協助力員の名刺を出して来訪の意を告げ、応待の女中さんに、雇用主とS子への面接を求めたが、「私が承りましたと奥へ申し伝え致します」とのみで、玄関の次の間にはこの家の主婦も老人も子供もじつと聞き耳を立てゝみる様である。押問答をしても仕方が無いので私は腰を据えて話の方向を転じた。

「終戦後私達婦人会が共同組合を作りお店を持ちましたが、お宅の南にある市場に買出しに来て此の辺をよく歩るきました。でも当時と変りましたワネ」

此の家の主婦に縁の近い様な話題を選び、最も気易く話すことの出来る訪問者であるといふ感じを与えるべく私は努力した。

やがて十四五分後に主婦は玄関に現れた。

「お夕飯時にお伺い致しましてお許し下さい」と振く、てきばきと要件の会話は取り交された。

「異様、中学校は義務教育で御座いますワネ。私も四国の片田舎に生れ、而も学校に勤めて居ましたので貧しい人達が六年の義務教育を卒えるのを待ち兼ねた事実をよく知っています。中学三年までは随分長いですものね」

「そうですね、女中としてほんとに使い易いのは六年を卒業した年頃です。新制をすむ頃には生意気になり、又折角仕込んで早く社会に出て行くので困ります」

「S子ちゃんも義務教育をすませていない事は御承知ですかしら？」

「存じて居ります。私の実家の近隣の娘です。私を信用して母親が安心して託して呉れています。私としましても十才になる聾啞の子供を託するのに一番良い年令ですし喜んでいます」

婦人会の幹部であると名乗り、社会的に活躍していると云いながら、長期欠席の話には触れず、自分本位の事のみが話題となる。

「洋裁でも和裁でも夜でよい事なら何でも致しますが、昼、学校に出す事だけは困ります」 「お給金は親元に送金してゐますか」

「給金無しお小使位で仕着に致しております」



「S子さん、現在の生活はどうですか」

「皆が可愛がつて呉れて映画にも行かれるし、田舎にいるよりずっとよくよいと思えます」

「学校に行きたくないの？」

「二年もおくれたので人にはづかしいから行きたくないです。皆からからかわれます」

「そうねえ、でも大人になつてお母さんになつて学校も出ていないといやな思をしますよ。お困に用ゑつて学校をすませて大阪に出ていらつしやるといふのですのねえ」

「私の外にも長期欠席の人がありますか？夜学でもあるといふのに」

雨の降りしきる泥道を私は考えながら歩いた。雇用主は何も彼も自分本位に考え、相当な知識階級でありながら、法規も人情も無視しているのが何だか不思議な様に思われる。且つ、義務教育も済せない程の貧困未亡人の子供を「仕着」の制度で使っているのさえ非常識なことなのに、

「私達が奉公をした頃は絶対服従でしたのに、今の娘は得ですよ。映画でも芝居でも行かれるし」と時の動きを嘆じている。

婦人会の中堅人としてとう／＼と論ずる人達が、義務教育を了えた者でなければ雇用出来ない位の事は会得して実行してほしいと心より願うと共に、固く閉じた心の扉を開かせる調査技術のむすかしさをしみ／＼と思つた。

二、参考資料

欠席率	
女	計
％	％
0.93	0.94
2.63	2.57
1.47	1.46

て60日以上

徒調査]

長期欠席児童生徒関係資料

第1表 欠席者数および欠席率

区分	昭和29年度						昭和30年度				
	欠席者数			欠席率			欠席者数			男	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
小学校	61,502	59,626	121,428	1.04	1.05	1.04	58,716	55,548	114,264	0.95	
中学校	77,694	76,841	154,535	2.79	2.90	2.84	73,085	72,738	145,823	2.52	
計	139,196	136,767	275,963	1.60	1.63	1.61	131,801	128,286	260,087	1.45	

備考 1. 長期欠席とはその年度の学年の始めから終りまでの間に、連続又は断続し欠席したものをいう。

2. 資料出所

文部省調査局統計課「昭和30年度公立小学校中学校長期欠席児童生徒以下同じ」

第2表 学年別欠席率

区分	1年		2年		3年		4年		5年		6年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	0.83	0.75	0.85	0.77	0.86	0.79	1.01	1.00	1.10	1.15	1.12	1.24
中学校	2.20	2.49	2.54	2.66	2.82	2.73	—	—	—	—	—	—

家庭によるもの

無家庭の災害		家庭の災害		家族の疾病異常		教育費が出せない		家計の全部又は一部負担		その他	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
27.3	0.2	0.3	1.9	4.3	4.6	5.3	3.3	4.2	4.1	6.0	
28.6	0.2	0.3	2.2	4.4	4.1	4.8	2.9	3.7	4.4	6.4	
27.0	0.2	0.3	1.8	3.8	3.9	4.6	2.4	3.4	4.6	6.2	
24.4	0.3	0.4	1.5	3.2	5.1	6.3	2.3	3.3	3.6	4.3	
30.5	0.4	0.5	2.7	5.7	5.6	7.7	15.8	15.1	6.4	9.2	
31.5	0.5	0.7	3.1	6.4	5.2	7.1	14.3	13.4	6.3	8.9	
30.1	0.4	0.6	2.9	6.1	5.4	7.2	13.4	12.8	6.4	9.1	
29.1	0.6	0.8	2.7	5.8	7.4	9.2	13.1	14.0	4.1	5.6	

第4表 就学のために必要とする措置別欠席者数およびその率

区分	欠席者数	A、教育扶助を必要とするもの	B、A以外に必要とするもの	C、保護者に対して必要とするもの	措置不要のもの
小学校	114,264	21,082	8,550	38,349	46,283
		18.5%	7.5%	33.6%	40.4%
中学校	145,823	37,720	15,880	72,638	19,585
		25.9%	10.9%	49.8%	13.4%

第5表 教育扶助の措置別比率

区分	教科書の給与	学用品の給与	学校給食費の免除	通学用品の給与	P.T.A費の免除	その他
小学校	37.7	18.3	14.5	12.2	—	17.3
中学校	39.1	14.1	—	8.2	25.5	12.1

第3表 欠席理由別欠席率の比較年

区 分	本人によるもの														家庭理解	
	本人の疾病異常		勉強が辛い		友人にいらじめられる		学用品がない		衣服や履物がない		学校が遠い		その他			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
小学校	昭和27	42.6	40.4	13.7	6.7	0.4	0.2	0.6	0.4	1.0	0.9	2.5	2.3	2.1	1.7	23.0
	28	43.7	40.0	13.3	6.4	0.4	0.2	0.3	0.2	0.6	0.5	2.4	2.1	2.0	1.5	23.5
	29	45.5	43.6	12.9	6.3	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	0.5	2.5	2.1	1.9	1.7	22.7
	30	50.4	47.4	10.4	5.3	0.3	0.3	0.5	0.4	0.7	0.6	2.8	2.6	1.7	1.5	20.4
中学校	昭和27	16.5	17.4	21.2	9.9	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	1.4	1.1	2.5	2.1	26.6
	28	17.1	18.3	21.6	10.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1.3	1.1	2.2	1.8	27.7
	29	18.0	19.3	22.6	11.0	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	1.4	1.1	2.5	2.0	26.3
	30	19.4	20.5	21.5	10.3	0.4	0.2	0.4	0.4	0.3	0.4	1.6	1.4	2.4	2.1	26.1

第6表 教育扶助以外に必要とする措置別比率

区 分	教育課程の改善	女友関係の調整
小 学 校	61.4	38.6
中 学 校	58.7	41.3

第7表 保護者に対する措置別比率

区 分	保護者の啓蒙	生活扶助	医療扶助	その他
小 学 校	58.1	34.9	6.2	0.8
中 学 校	59.9	35.1	4.5	0.5

生活保護法関係資料

○（申請保護の原則）

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（生活保護法第七条）

○（基準及び程度 of 原則）

保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2、前項の基準は、要保護者の年令別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つこれをこえないものでなければならない。

（同法第八条）

○（必要即応の原則）

保護は、要保護者の年令別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（同法第九条）

○（世帯単位の原則）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(同法第十条)

○(種類)

保護の種類は左の通りとする。

- 一、生活扶助
- 二、教育扶助
- 三、住宅扶助
- 四、医療扶助
- 五、出産扶助
- 六、生業扶助
- 七、群衆扶助

2、前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。(同法第十一条)

○(生活保護法による保護の基準)

生活保護法第八条第一項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、昭和三十二年四月一日から適用し、生活保護法による保護の基準(昭和二十八年七月厚告第二二六号)は廃止する。

(昭和三十二年四月十七日厚生省告示第九五号)

(一) 生活扶助の基準

生活扶助の基準は、別表第一「生活扶助基準額表」による。

(二) 住宅扶助の基準

住宅扶助の基準は、別表第二「住宅扶助基準額表」による。

(三) 教育扶助の基準

教育扶助の基準は、別表第三「教育扶助基準額表」による。

(四) 医療扶助の基準

医療扶助の基準は、別表第四「医療扶助基準額表」による。

(五) 出産扶助の基準

出産扶助の基準は、別表第五「出産扶助基準額表」による。

(六) 生業扶助の基準

生業扶助の基準は、別表第六「生業扶助基準額表」による。

(七) 葬祭扶助の基準

葬祭扶助の基準は、別表第七「葬祭扶助基準額表」による。

(八) 特別基準

保護を受ける者に特別の事由があつて前各号の基準により難いときは、厚生大臣が特別の基準を定める。

(九) 地域指定

別表第一(1)の1

生活扶助基準額表(月額) 一級地 (32.4.1改正)

I 居宅

第一類の費用及び第二類の費用の合計額とする。

第一類の費用は、世帯構成員の年齢及び性別に対応する夫々の金額の合計とし、

第二類の費用は、当該世帯の所在の地区その構成員数に対応する金額とする。

第一類

年令別	基準額	
	男	女
0才 ~ 1才	750	750
2才 ~ 4才	1,355	1,315
5才	1,525	1,585
6才 ~ 8才	1,590	1,550
9才 ~ 12才	1,840	1,800
13才	2,170	2,040
14才 ~ 24才	2,300	1,935
25才 ~ 59才	2,145	1,750
60才以上	1,905	1,475

(3) 以下省略

(4) 第一頂から第三頂まで、第五頂及び第七頂の基準額表により各扶助の基準額の算定を行うに当り、同表を適用すべき地域の級地区分は、別表第八「保護基準地域指定表」による。

定 基 準 表

一級地

費			育 兒 費	そ の 他 の 費 用					合 計	
料 費		嗜好品 費		計	被服費	入浴費	理髮費	衛生費		計
その他	小計									
月 25	月 45	月 610	月 50	月 50	月 20	月 20	月 90	月 750		
40	85	1,150	50	75	20	40	20	1,355		
55	110	1,400	50	95	20	40	20	1,625		
55	110	1,400		95	35	40	20	1,591		
70	135	1,650		95	35	40	20	1,840		
75	160	1,915		120	45	60	30	2,170		
85	170	15 2,045		120	45	60	30	2,300		
80	155	15 1,890		120	45	60	30	2,145		
70	135	15 1,650		120	45	60	30	1,905		
25	45	610	50	50	20		20	750		
40	85	1,150	50	75	20		20	1,315		
55	110	1,400	50	95	20		20	1,585		
55	110	1,400		95	35		20	1,550		
70	135	1,650		95	35		20	1,800		
75	150	1,795		120	45		80	2,040		
70	135	15 1,690		120	45		80	1,935		
65	120	15 1,505		120	45		80	1,750		
50	95	15 1,230		120	45		80	1,475		

別表第一(1)の2

第一課 一般生活費 認

		飲 食 物							
		主 食 費			副 食 費			調 味	
		米	其他	小計	魚介	野菜	小計	味噌	醤油
		円	円	円	円	円	円	円	円
男	0才 ~ 1才	280	50	330	125	110	235	10	10
	2才 ~ 4才	430	180	610	245	210	455	25	20
	5才	475	240	715	310	265	575	30	25
	6才 ~ 8才	475	240	715	310	265	575	30	25
	9才 ~ 12才	520	290	810	380	325	705	35	30
	13才	570	350	920	450	385	835	45	40
	14才 ~ 24才	590	380	970	480	410	890	45	40
	25才 ~ 59才	565	340	905	435	390	815	40	35
	60才以上	520	285	805	370	325	695	35	30
女	0才 ~ 1才	280	50	330	125	110	235	10	10
	2才 ~ 4才	430	180	610	245	210	455	25	20
	5才	475	240	715	310	265	575	30	25
	6才 ~ 8才	475	240	715	310	265	575	30	25
	9才 ~ 12才	520	290	810	380	325	705	35	30
	13才	550	325	875	410	360	770	40	35
	14才 ~ 24才	525	295	820	390	330	720	35	30
	25才 ~ 59才	490	255	745	335	290	625	30	25
	60才以上	455	195	650	245	225	470	25	20

第二類

基準額及加算額		世帯人員別					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を指す毎に加算する額
基準額		円 650	円 740	円 835	円 900	円 950	円 110
地季 区加 別算 冬額 (自 至 三 月)	I 区	310	430	560	620	700	95
	II 区	250	380	460	505	565	80
	III 区	170	245	315	350	390	55
	IV 区	145	215	275	305	340	50
	V 区	105	155	195	220	245	35
	VI 区	45	70	90	100	115	20

(備考) 地区別は、附表による。

II 取 替

施設種別	基準額	地区別冬期加算額(自11月～至3月)					
		I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
養老施設救護施設 及びこれに準ずる 施設	円 2,400	円 150	円 125	円 90	円 70	円 60	円 35
	円 2,690						

(備考) 地区別は附表による。

III 移 送

移送のために必要な最小限度の金額

附表

地区別都道府県名

地区	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森	岩手 秋田 山形 新潟	宮城 福島 長野	富山 石川 福井	栃木 群馬 山梨 岐阜 鳥取 島根	その他の 都道府県

別表第二

住宅扶助基準額表(月額)

世帯人員別		1人~2人	3人~4人	5人以上	
家 賃	地域区分	一級地及び二級地	540円	830円	1,100円
		三級地	450	690	915
		四級地	360	550	735

別表第三の2

教育扶助認定基準表(月額) 一級地及び
二級地

費目	小 学 校						中 学 校		
	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III
教科書代	実 費								
学用品用	80円	80円	105円	105円	120円	115円	290円	190円	160円
実験学習見学費	0	0	0	10	10	30	20	20	35
通学用品費	40		45		50		50		
学校給食費	当該学校において学校給食費として徴収する実費								
通学のための交通費	通学のための最低限度の交通費								

別表第四

医療扶助基準表

I	指定医療機関において診療を受ける場合の費用	法第五十二条の規定による診療方針及び診療報酬に基き、その者の診療に必要な最少限度の実費の額
II	薬剤又は治療材料購入費 (金銭給付の場合に限る)	その購入に必要最少限度の実費の額
III	施術のための費用	都道府県知事が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内
IV	看護のための費用	健康保険法の規定に基き看護の給付の基準によって都道府県知事の定めた額
V	移送	移送のために必要な最少限度の金額

別表第五

出産扶助基準額表

地域区分	基準額	加算額
一級地及び二級地	1,600円	衛生材料の購入に要する費用 (実施要領による)
三級地	1,500円	
四級地	1,300円	

別表第六

生業扶助基準額表

区分	基準額	
就労助成	1件につき	12,000円以内
技能修得	1ヶ年以内	12,000円以内

別表第七

葬祭扶助基準額表

地域区分	基準額	
	大人	小人*
一級地及び二級地	3,000円	2,400円
三級地	2,700	2,200
四級地	2,400	1,900

農家経済関係資料

第1表 農区別農家の世帯員数 (一戸当年平均)

項目別	農区別 調査戸数 男女別	全 国			山 陰			瀬 戸 内			南 海			
		4,866戸			245戸			722戸			311戸			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
世帯員の構成 (年度始)	才	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	～1	0.11	0.11	0.22	0.11	0.11	0.22	0.09	0.10	0.19	0.10	0.12	0.22	
	2～5	0.34	0.31	0.65	0.34	0.24	0.58	0.32	0.29	0.61	0.36	0.28	0.64	
	6～14	0.63	0.62	1.25	0.65	0.58	1.23	0.60	0.57	1.17	0.62	0.63	1.25	
	15～19	0.27	0.28	0.55	0.23	0.25	0.48	0.23	0.27	0.50	0.27	0.30	0.57	
	20～34	0.67	0.73	1.40	0.63	0.65	1.28	0.58	0.71	1.29	0.55	0.68	1.23	
	35～59	0.69	0.74	1.43	0.66	0.74	1.40	0.65	0.70	1.35	0.69	0.70	1.39	
60～	0.31	0.38	0.69	0.32	0.39	0.71	0.32	0.40	0.72	0.28	0.37	0.65		
計	3.02	3.17	6.19	2.92	2.96	5.90	2.79	3.04	5.83	2.87	3.08	5.95		
農業従業者	家族	1.34	1.41	2.75	1.18	1.42	2.60	1.26	1.40	2.66	1.29	1.43	2.72	
	年雇	0.02	0.01	0.03	—	—	—	—	—	—	0.01	0.01	0.02	
家族員の業態 (年度末)	自家農業	1.23	1.37	2.60	1.07	1.40	2.47	1.10	1.34	2.44	1.18	1.38	2.56	
	自営兼業	0.03	0.01	0.04	0.04	0.00	0.04	0.02	0.00	0.02	0.01	0.01	0.02	
	賃労働	恒常的	0.12	0.03	0.15	0.13	0.02	0.15	0.12	0.03	0.15	0.08	0.04	0.12
		臨時的	0.07	0.02	0.09	0.10	0.03	0.13	0.06	0.01	0.07	0.06	0.01	0.07
	職員並務	0.16	0.04	0.20	0.16	0.03	0.19	0.19	0.05	0.24	0.13	0.04	0.17	
計	1.61	1.47	3.08	1.50	1.48	2.98	1.49	1.43	2.92	1.46	1.48	2.94		
(地 目 別)		田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	
経営耕地面積		6.4	4.9	11.3	6.0	2.2	8.2	5.8	2.2	8.0	5.4	3.8	9.2	

(備考) 1. 農地区分に含まれる県は下記のとおりで、全国平均(北海道を含む)及び3農区以外は省略する。
 山陰—鳥取、島根、京都北部、兵庫北部
 瀬戸内—岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛
 南海—高知、宮崎、鹿児島

2. 表示項目は下記による。
 1) 農業従業者—家族、年雇別、男女別に世帯員に準じて表示したものである。
 2) 家族員の業態—常住家族員について男女別に、年度内に従事した主な業務によって分類したものであるが、男女共に15才未満のもの、および16才以上であつても年間労働日数が50日以下のものは非従業者として扱いこの表示より除外している。
 3) 世帯員—昭和30年4月1日現在 農家の世帯員において生計を共にする常住家族員と同居人のことで、同居人にはその家に住んでいる農家の年雇や家畜の使用人等で、消費生活を共にする者が含まれる。

3. 資料出所 農林省農林経済統計調査部「昭和30年度農家生計調査報告」以下同じ

第2表 農区別農家経済の概要 (一戸当年平均)

費目別	農区別			
	全 国	山 陰	瀬 戸 内	南 海
所得	円	円	円	円
農業所得	249,024	196,624	224,038	186,673
農外所得	100,032	117,155	116,171	90,414
農家所得	349,056	313,779	340,209	277,087
租税公課諸負担	29,810	24,099	27,385	21,293
税引農家所得	319,246	289,680	312,824	255,804
被贈扶助等の収入	20,315	19,425	18,865	16,450
可処分所得	339,561	309,105	331,689	272,254
家族家計費	304,597	274,849	294,863	242,572
農家経済余剰	34,964	34,256	36,826	29,682
農家純財産	1,297,835	1,134,868	1,332,838	962,147

〔備考〕 表示項目は下記による。

1. 農業所得—農家が自家の農業経営の成果として受けとるべき額であって、農家租取益から農業経営費を差引いたものである。
2. 農外所得—農家の農業経営のかたわら経営している自営兼業の林業、商業、工業、鉱業、運送業その他のサービス業からの事業所得と他家の賃仕事で得た労賃大工、左官、墨機等々の手間賃、工場等で働いた賃金、官庁、会社、団体等の職員勤続者の俸給等の勤労収入、田畑その他の土地の賃貸料、貯貯金、貸付金の利子等の財産利用収入を加算したもので農家以外の支出を差引いたものである。
3. 農家所得—農業所得と農外所得とを加算した額で、その年度1カ年間の農家の総所得である。
4. 可処分所得—税引所得と被贈扶助等の収入の合計額であって、農家の財産を減少することなくして当年度の消費生活に充當し得る限度のものである。
5. 家族家計費—農家の全世帯員の生計費から、農業経営のために雇用した年雇臨時雇等に対して支給した期の費用を控除した、家族員のみが生計費額である。
6. 農家経済余剰—可処分所得額から家族家計費を差引いたものであって、農家経済の最終の成果を示すものである。
7. 農家の純財産—農家の年度始における土地、建物、農機具、植物、動物、生薬現物、購入現物等の許価額と、手持現金、貯貯金、貸付金、有価証券等一切の資産価額から、借入金、未払金等の負債を差引いた額であって、農家財産の大きさを示すものである。

第3表の(1) 農区別農家の生計費概要 (1戸当年平均)

費目別 農区別	生計費		飲食費		被服費		その他		生計費総額に 対する現金支 出の割合 (貨幣比率)
	総額	内現金	総額	内現金	総額	内現金	総額	内現金	
全国	306,384	171,589	147,261	42,677	33,217	31,308	125,906	97,604	56.0
山陰	275,700	148,560	135,132	37,001	29,991	27,432	111,587	84,127	53.9
瀬戸内	296,024	171,637	128,783	41,460	34,517	32,963	122,724	96,944	57.9
南海	244,041	130,590	128,914	35,247	25,712	24,627	89,415	70,716	53.5

第3表の(2) 農区別農家の生計費概要 (世帯員1人当年平均)

費目別 農区別	生計費		飲食費		被服費		その他	
	総額	内現金	総額	内現金	総額	内現金	総額	内現金
全 目	49,496	27,721	23,790	6,895	5,366	5,058	20,340	15,768
山 陰	46,730	25,179	22,905	6,271	4,912	4,649	18,913	14,259
瀬 戸 内	50,769	29,393	23,801	7,111	5,920	5,654	21,048	16,628
南 海	41,024	21,948	21,670	5,924	4,322	4,139	15,032	11,885

いわゆる人身売買事犯検挙関係資料

第1表 いわゆる人身売買事犯累年別検挙状況調

年 次	区 分	被疑者数	被 害 者 数		
			総 数	少年数	総数中少年 の比率
昭和26年		3,868名	7,255名	4,180名	57.6%
◇ 27 ◇		6,727	13,436	6,575	49.0%
◇ 28 ◇		5,549	7,249	3,268	45.0%
◇ 29 ◇		5,511	8,635	2,897	33.5%
◇ 30 ◇		10,269	14,291	4,764	33.3%
◇ 31 ◇		11,044	15,291	4,946	32.3%

資料出所 警察庁「昭和31年度におけるいわゆる人身売買事犯検挙状況調」

第2表 中国、四国地方検挙状況（昭和31年度）

府 県	被疑者検挙件数		同 送検数		被 害 者 数		同 少年数	
	男	女	男	女	男	女	男	女
鳥 取	40	23	40	23	—	61	—	25
島 根	54	19	54	19	—	82	—	21
岡 山	62	34	62	34	1	98	1	27
広 島	197	163	197	163	11	262	11	124
山 口	117	78	115	75	1	471	1	128
徳 島	38	56	38	56	—	75	—	20
香 川	198	262	133	173	5	528	5	181
愛 媛	87	92	87	92	2	298	2	112
高 知	51	50	51	50	—	299	—	116
小 計	844	777	777	685	20	2,174	20	754
全国計	11,044				15,291		4,946	

三、年少者の不当雇用実態調査要領

一、調査の目的

いわゆる人身売買を中心とする不当雇用に関し、問題の多い公立中学校の長期欠席生徒について実態調査を実施し、この調査過程を通じて、その防止、啓発をはかるものとする。

二、調査の種類、段階

第一段階 学校調査（予備調査）

第二段階 親元調査

第三段階 就業先調査

三、調査の範囲、対象

学校調査——中国、四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知の九県）における公立

中学校の長期欠席生徒

親元調査——学校調査の結果、不当雇用のおそれある年少者

就業先調査——親元調査の結果、更に不当雇用の疑いある年少者

四、調査の時期

学校調査——五月と六月

親元調査——七月と九月末日

就業調査——十月と二月末日

五、調査の内容

別紙様式の定めるところによる。

(1) 別紙様式の一 長期欠席生徒動向調査表

(2) 別紙様式の二 親元並びに就業先調査表

なお、地方的特殊雇用慣行の把握に努めるものとする。

六、調査の担当者

(1) 公立中学校教職員——学校調査

(2) 婦人少年室職員

(3) 婦人少年室協助力員——親元並びに就業先調査

(4) 児童委員

七、調査の方法

(学校調査)

(1) 中国、四国地区の婦人少年室（以下室という）より、それぞれ管内すべての公立中学校あて別紙様式の一の調査表用紙を送付し、送付を受けた学校は、(イ)、調査当時において連続（引続いて）または断続（出席が常でない）して五十日以上欠席し、(ロ)、且つ親元を離れている者について調査記入を行う。

(2) 室は(1)、による調査表を回収し、その結果に基づき不当雇用のおそれある年少者の数を本省に報告する。

〔親元調査〕

- (3) 労働省は(2)、に従い、別紙様式の二の調査表用紙を、その所要部数、室に送付する。
- (4) 室は(1)、の結果の該当者の氏名その他所要事項を(3)の調査表に転記する。
- (5) 調査員(雇職員、協助力、児童委員)は、(4)の該当年少者の親元に赴き、親より調査表中「親」の項目につき聴取記入する。

(6) 室は、(5)による調査表を回収し、次により不当雇用の疑いあるものとなしものに撰別して、その結果数を本省に報告する。

なお、室は、表のうち(四)の(四)の分についてのみ本省あて送付し、他は自室に保管すること。

- (イ) 当該当年少者の就業先が自県内にあつて
- (a) 不当雇用の疑いのある分
- (b) " 疑のない分
- (ロ) 当該当年少者の就業先が他都道府県であつて
- (a) 不当雇用の疑いのある分(本省送付)
- (b) " 疑いのない分

〔就業先調査〕

- (7) 労働省は(6)により送付された調査表を該当者のそれぞれの就業地の都道府県に送付する。
- (8) 該当者の出身地の県(中国、四国地区)及び受入地の都道府県の室は、(6)の(イ)の(a)の自室保管の調査表乃至

(7)の本省より送付された調査表により調査する。

(6)の(4)の(6)及び(4)の(6)については、就業先調査を行わないことになる。

調査員（室職員、協助員、児童委員）は、当該年少者の就業先に赴き、まず本人より調査表中「年」の項目につき、次にその雇用主より「雇」の項目につきそれぞれ聴取記入する。

(9) 望は(8)による調査表を回収し、結果数を報告するとともに、これを本省あて一括送付する。

八、調査の結果

実態調査報告書（中国、四国篇）を昭和三十一年度内において作成する。

九、関係機関の協力

(1) 室は本調査の円滑な実施をはかるため、関係機関（労働基準監督機関、職業安定機関、警察機関、児童福祉機関、教育関係）の協力を得ることに努めること。

(2) 関係機関より随時、情報、資料の提供を受け、本調査に資すること。

十、その他

(1) 本調査の過程において啓発資料を作成し、適時配布する。

(2) 本調査の過程において不当雇用の明確化したものについては、直ちに関係機関に連絡する等の方法により、その排除、是正の措置を講じ、結果の確認に努めると共に、速やかに本省に報告すること。

(3) 本調査の実施に当っては、できうる限り客観的事実の把握に努めること。

なお、調査上知り得た個人の秘密は絶対に他に漏してはならない。

親元並びに就業先調査表

出身地 受入地

調査年月日(昭和 年 月 日) (昭和 年 月 日)

調査者職氏名() ()

都道府県名() ()

①年少者の氏名 <small>フリガナ</small>	③性別(男・女) ③生年月日 (昭和 年 月 日) ④在籍学年(年)	⑤親保護者の氏名 (満 歳) ⑥年少者との続柄	①親(保護者)の職業 ()
②年少者の就業先の 名称所在地		⑤親(保護者)の 住 所	

1、家族の状況(親)

(1) 家族総数(本人を含む) 計 人

(2) 親元に同居している家族 計 人

続 柄	職 業	平均月収	備 考
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

(3) 親元に同居していない家族

続 柄	職 業	親元への送金 (平均月額)	備 考	別居の理由
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

(4) 父母のいない場合の理由

○父 死亡、離別、出稼、その他()

○母 死亡、離別、出稼、その他()

(5) 生活保護法適用の有無

○受けている 1ヶ月 円(扶助の種類別内訳)

○受けていない 生活扶助 1ヶ月 円(現物)

○申請したことがある 教育 "

(受けられなかった理由、) 住宅 "

医療 "

出産 "

生業 "

○申請したことがない 葬祭 "

(6) 家族の生活について参考となるべき事項

2、年少者を親元より手離した動機(親元を離れた動機) (㊦)

○食困(口べらし) ○親(保護者)の虐待(家庭不和) ○技能習得

○本人の希望 ○学校嫌い ○その他()

備考(㊦)()

3、年少者を親元より手離した形態(親元を離れた形態) (㊦)

○就職 ○養育 ○家出 ○その他()

(㊦)備考()

4、修学状況

(1) 親元を離れれときの修学状況 ((㊦))

(2) 就業後の修学状況 ((㊦))

5、就業の状況

(1) 就業先の名称、所在地、業種、就業期間(就業経歴別) (㊦)

第1回

第2回

第3回

イ、名 称() () ()

ロ、所 在 地() () ()

ハ、業 種() () ()

ニ、就業期間(自 年 月) (自 年 月) (自 年 月)

(2) 就業先の労働者数 (㊦)

計() 人 男() 人 女() 人

(3) 業務内容 ((㊟)) ((㊟))

(4) 契約期間 ((㊟)) ((㊟) 年)

(5) 前借金

○受けたった(渡した)

イ、金額 ((㊟) 円) ((㊟) 円)

ロ、受けたった(渡した)形態

名 目 ((㊟)) ((㊟))

い っ () ()

誰から(誰へ) () ()

○受けとらない(渡さない)

(6) 就業あつ旋者

○あり

イ、あつ旋者との関係 (㊟) (㊟)

ロ、氏 名 () ()

ハ、住 所 () ()

ニ、性 別、年 令 (男、女 満 歳) (男、女 満 歳)

ホ、職 業 () ()

ヘ、あつ旋者への謝礼 () ()

○なし

(7) 賃 金

イ、給与(手取り)(㊟)

	定 期 前 給 与				臨時(盆暮祭日等)の給与
	賃金のみ	賃金と実物給与	通帳の小遣のみ	通帳の小遣と実物給与のみ	
金額(月平均)					
実物給与内容(日常のもの)					

ロ、控除額(㊟)

名 目 金 額

() (円)

() ()

() ()
() ()
() ()

へ、年少者に直接支払われているか ((㊦)) ((㊧))

ニ、家庭への送金

○あり (いくら (㊦) 円)

(8) 労働時間及び休憩、休日 (㊦)

イ、拘束時間

状況

始業 前後 時 } 時間 (1日平均実労働時間)
終業 前後 時 }

ロ、休憩時間 (時間 分) 状況 ()

ハ、休日

週 回 状況 ()
月 回
年 回
その他

(9) 宿舍の状況 (㊦)

イ、種類

○同棟内に住んでいる ()
○別棟になっている ()

ロ、居室の畳数 (畳)

ハ、居室の人員 (人)

内訳 労働者 (男女 人) 雇用主の家族 (男女 人)

(10) 私生活の状況 (㊦)

イ、面会 ()

ロ、外出 ()

ハ、通信 ()

ニ、居室 ()

(11) 帰郷希望の有無とその理由 (㊦)

○あり ()

○なし ()

- 6、業務上或いは業務外 (㊟) においてつらいこと。
7、現在の生活に満足しているか、何を希望するか。 (㊟)

◎出身地における処置状況

◎受入地における処置状況

昭和三十三年八月二十五日印刷
昭和三十三年九月一日発行

(不許複製)

年少者の不当雇用

調査報告 (中国・四国篇)

編集者

東京都千代田区大手町一ノ七

労働省婦人少年局

印刷者

鈴木 雄次郎

印刷所

東京都中央区銀座東八ノ四

自由通信ビル内

信毎書籍印刷株式会社
